

土木工事特記仕様書（令和元年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（工事実績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事実績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）

付きの車両を原則使用しなければならない。なお、平成31年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

【建設副産物】【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む。），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は，COBRISの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は，舗装版の切断作業を行う場合，切断機械から発生する排水は，排水吸引機能を有する切断機等により回収し，回収した排水については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は，一定規模以上の工事においては，工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また，「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は，電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお，「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

【工場の選定】【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

（当初未確定な部分の施工計画書）【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

（第三者機関による品質証明）

第3条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)

第5条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【県土整備部】 - デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第6条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第7条 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第8条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点状型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の地上気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

特記仕様書 揚排水ポンプ設備

第1条 適用

この章は、河川管理施設としての揚排水ポンプ設備、コラム形水中ポンプ設備とその付属設備並びに付属施設に適用する。

第2条 一般事項

揚排水ポンプ設備の点検・整備にあたっては、関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 揚排水機場設備点検・整備指針(案) (国土交通省)
- (2) 救急排水ポンプ設備点検・整備指針(案) (国土交通省)
- (3) 揚排水機場設備点検・整備実務要覧(案) (国土交通省)
- (4) 河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案) (国土交通省)

第3条 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

1. 計画工程表の作成にあたっては、天候、周辺の用水の使用状況、潮の干満等を調査し点検時期を決定するものとする。
2. 吸水槽の点検にあたっては、土砂の堆積状況を可能な限り具体的に状況把握するものとする。
3. 主ポンプ設備においては、下記に留意して点検を実施するものとする。
 - (1) 主ポンプ主軸においては、軸芯の狂い、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認する。
 - (2) 各潤滑油においては、油量が適切であるか、漏油の有無等の確認を行うとともに、使用油の劣化状態についても確認するものとする。
 - (3) グランドパッキンは、異常過熱の有無と水の漏れ量が適量であるか確認を行うものとする。
 - (4) 計器類は、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。
 - (5) 吐出弁においては、腐食、グランド部漏水の確認を行うとともに、運転中の異常振動、異常音の有無及び異常な発熱がないことの確認を行い、良好な運転が行われているかを確認する。
4. 主ポンプ駆動設備においては、下記に留意して点検を実施するものとする。
 - (1) 潤滑油については、オイルパン内の潤滑油量、水分、沈殿物の有無を確認するものとする。
 - (2) 潤滑油ポンプ、初期潤滑油ポンプについては、配管等からの漏油の有無、ポンプ本体の発熱、異常振動及び異常音について確認を行うものとする。
 - (3) 給気取入口及び排気口の閉塞の有無、排気ダクト及び断熱被覆等の破損、亀裂の有無を確認するものとする。
 - (4) 運転状況は、異常振動、発熱、駆動音等について確認し、ガスタービンエンジンについては、他に始動及び停止時間、排気温度、回転数等について確認を行い、円滑な運転がなされているかを点検するものとする。
 - (5) ディーゼルエンジンについては、燃料噴射ポンプの噴射圧力、噴霧状態、弁座の油密状態を確認するものとする。
 - (6) ディーゼルエンジンのシリンダヘッドは、給・排気弁の弁頂部すきま調整を行うものとする。
 - (7) ディーゼルエンジンの始動時に際して、始動失敗や起動渋滞等が発生した場合は、排気管内に未燃焼ガスの滞留が考えられるので、再始動を行う際は安易に再始動せず、十分な対策を講じた後に実施するものとする。
また、ガスタービンエンジンにおいても始動失敗や起動渋滞等が発生した場合は、状況確認及び対策を講じた後に実施するものとする。
 - (8) 減速機において点検窓が備えられている場合は歯面の損傷等の確認を点検窓より行うとともに、運転中の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認する。
 - (9) 各潤滑油においては、油量が適量であるか、漏油の有無等の確認を行うとともに、使用油の劣化状態についても確認するものとする。
 - (10) 計器類は、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。

5. 系統機器設備については、下記の点に留意して点検を行うものとする。
 - (1) 真空ポンプについては、運転中の異常振動、軸受温度、グランド部の漏れ量、満水時間等を確認するものとする。
 - (2) 空気圧縮機については、冷却水量、Vベルトたわみ量、異常振動、吐出圧力、充填時間等の確認を行うものとする。
 - (3) 始動空気槽については、空気槽、配管からの漏れ、タンク圧力、弁の作動確認を行うものとする。
また、ドレン抜きを励行するものとする。
 - (4) 燃料貯油槽については、タンク内の水分の混入及びスラッジの堆積の有無も確認し必要に応じて除去するものとする。また、燃料系配管、小出槽、機付きタンク等各部の漏油の有無についても確認するものとする。
 - (5) 冷却系統については運転中の異常振動、温度の計測及び異常音の有無、冷却水の漏れ、バルブ状況の確認等を行い、良好な運転が行われているか確認するものとする。
6. 除塵設備については、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているか確認するものとする。
7. 監視操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。
併せて、連動、手動、自動操作が正常に動作することも確認するものとする。また、PLCについては、電源電圧、入力信号、出力信号の確認、伝送装置については、電源電圧、信号レベル、接続部の確認を確実に行うものとする。
8. 機器の分解等を行う場合は、ポンプ排水運転の機能確保の対策を行ったうえで実施し、急な出水にも対応可能としなければならない。
9. 点検時に、操作の保護(インターロック)を解除する場合には、施設への悪影響を及ぼさないよう事前調査を行い、点検終了時は、所定の状態への復旧を行うものとする。
10. 管理運転は、負荷状態で行うことを基本とする。
なお、現場条件により無負荷運転を行う場合は、クラッチの脱着やカップリングの確実な離脱を行う必要から、管理運転方法の詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。
管理運転にあたっては、内水位や放流水の影響を考慮のうえ、関係各機関と調整を行い実施するものとし、実施時は周囲の監視を行うものとする。また、管理運転等による設備の騒音発生が周辺住民へ及ぼす影響も考慮のうえ、実施するものとする。
11. エンジン運転時は、給気取入口及び排気口部の目詰まりを確実に点検するものとする。
なお、寒冷時及び始動失敗時には未着火による未燃焼ガスの滞留に留意するものとする。
12. 水中軸受への給脂は、潤滑部が十分に休止された状態で実施するものとする。
13. 吸水槽の点検にあたっては、転落、転倒事故が起きないように安全対策を確実に講じたうえで実施するものとする。
14. 自家発電設備における、ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの点検・整備にあたっては、本項4によるものとする。

南部総合県民局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書
の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

1.1 施設概要

表1：海部川排水機場 ポンプ設備諸元

設備	機器	仕様等
計画吐出量		全体 60m ³ /min (30m ³ /min * 2台)
ポンプ設備	設置数	2台
	形式	着脱式渦巻水中斜流ポンプ (全揚程5.9m)
	吐出口径	500mm
	主配管	口径500mm (ダクタイル鋳鉄管)
	逆止弁	500mm*2台
原動機設備	原動機	出力P=45kW
附帯設備	天井クレーン	電動式チェンブロック5.0t吊り 1台
	除塵機	スクリーン SS400
自家発電設備	発電機	キュービクル型220V 200KVA (60Hz 3相 連続) 1台
	原動機	4サイクルディーゼル機関 176PS*1台



写真1.1：排水機場全景



写真1.2 ポンプφ500



写真1.3 吐出管



写真1.4 スクリーン



写真1.5 上屋

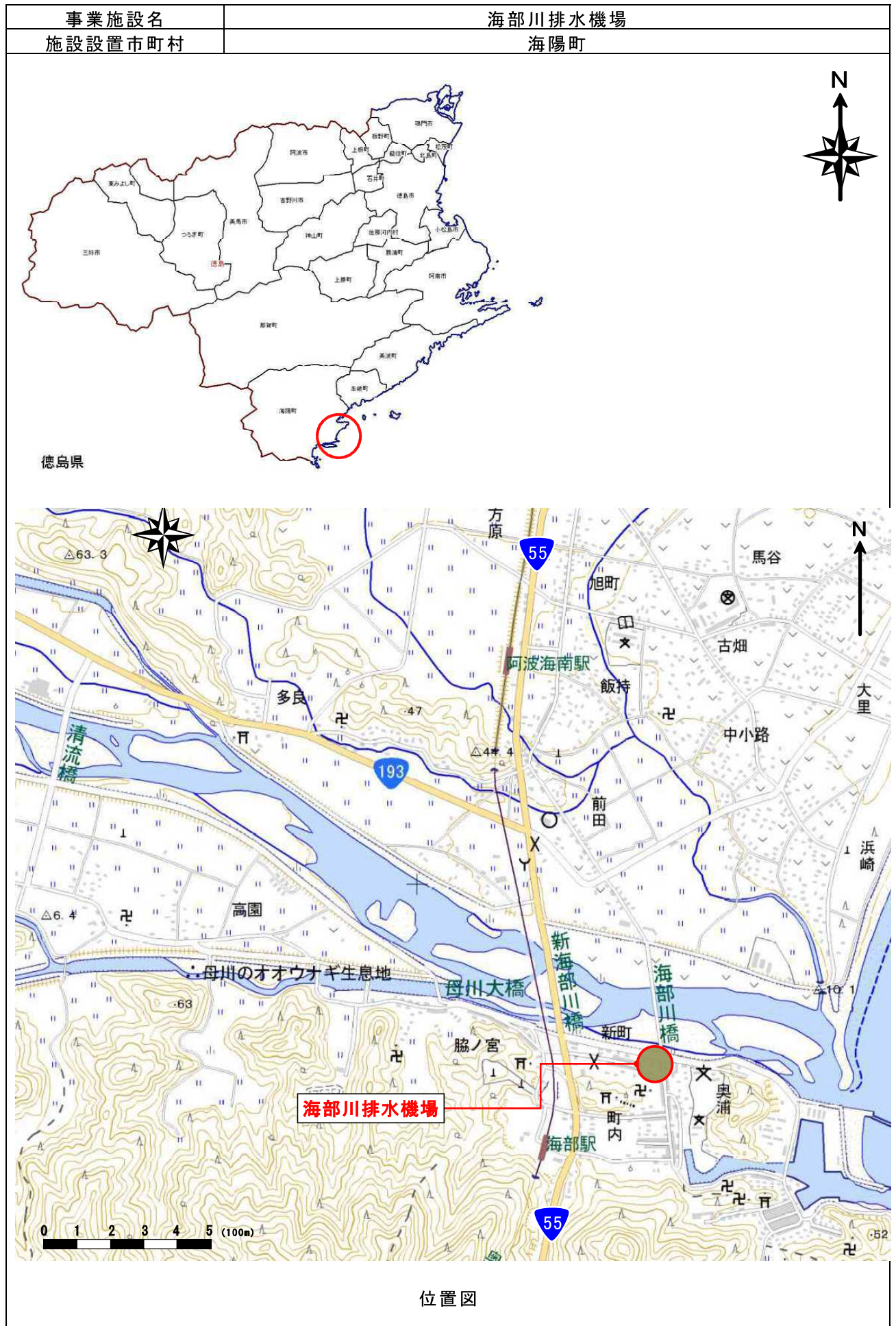


写真1.6 吐出口

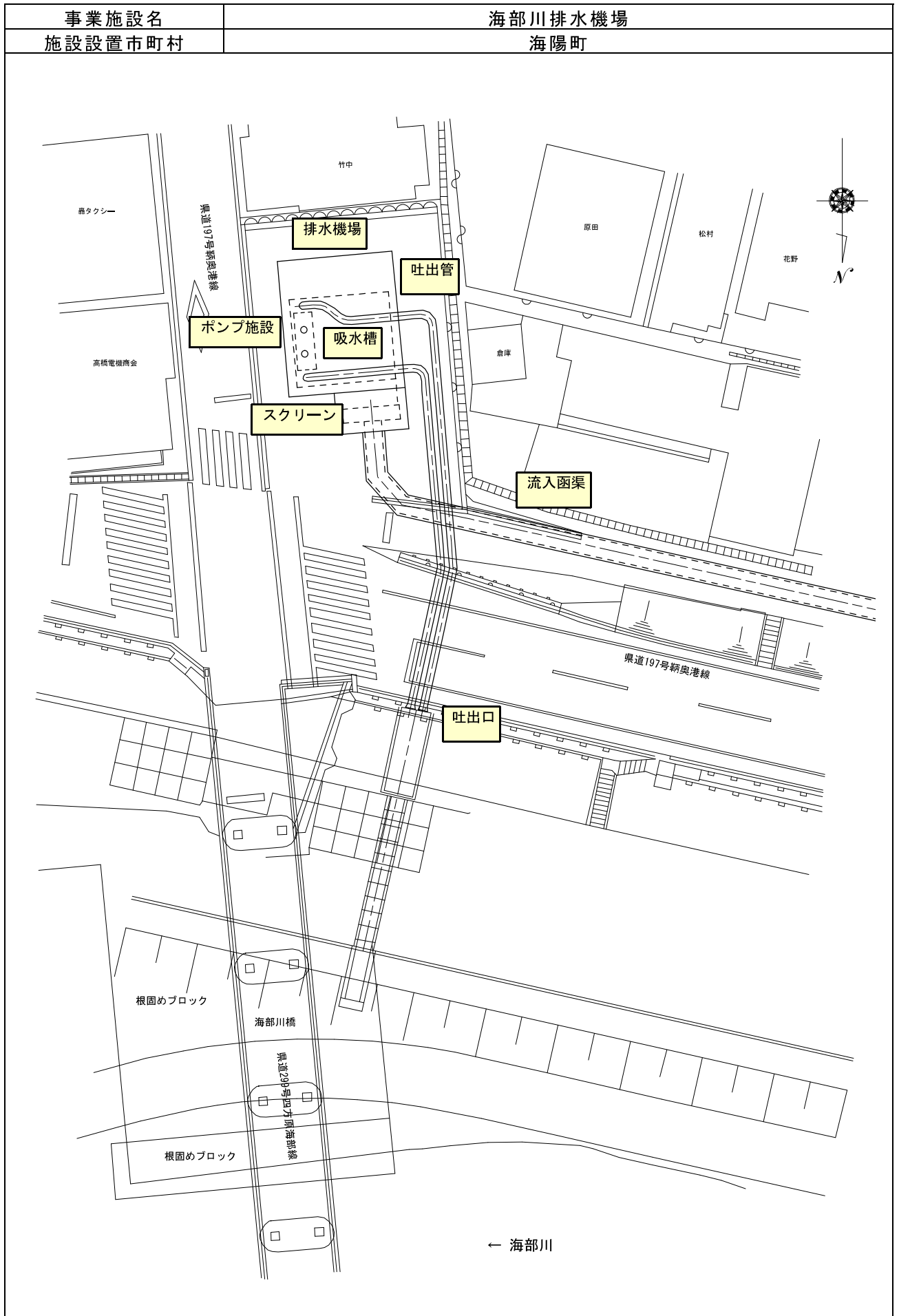


写真1.7 同左

1.2 施設位置

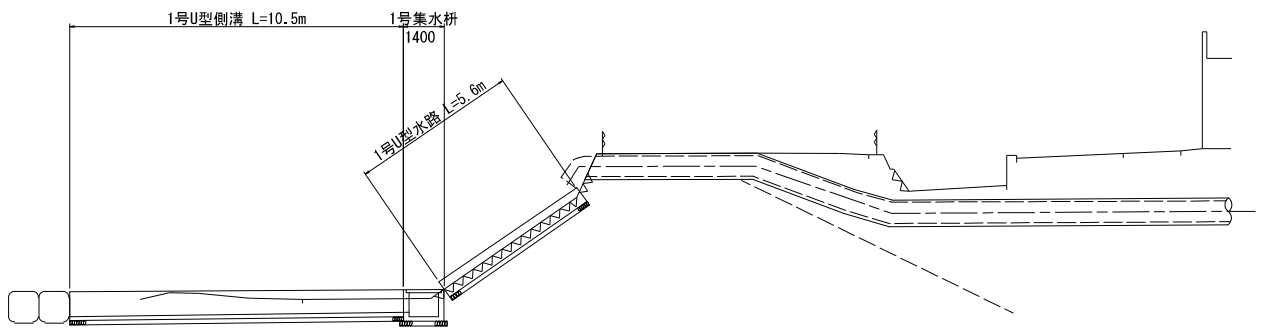
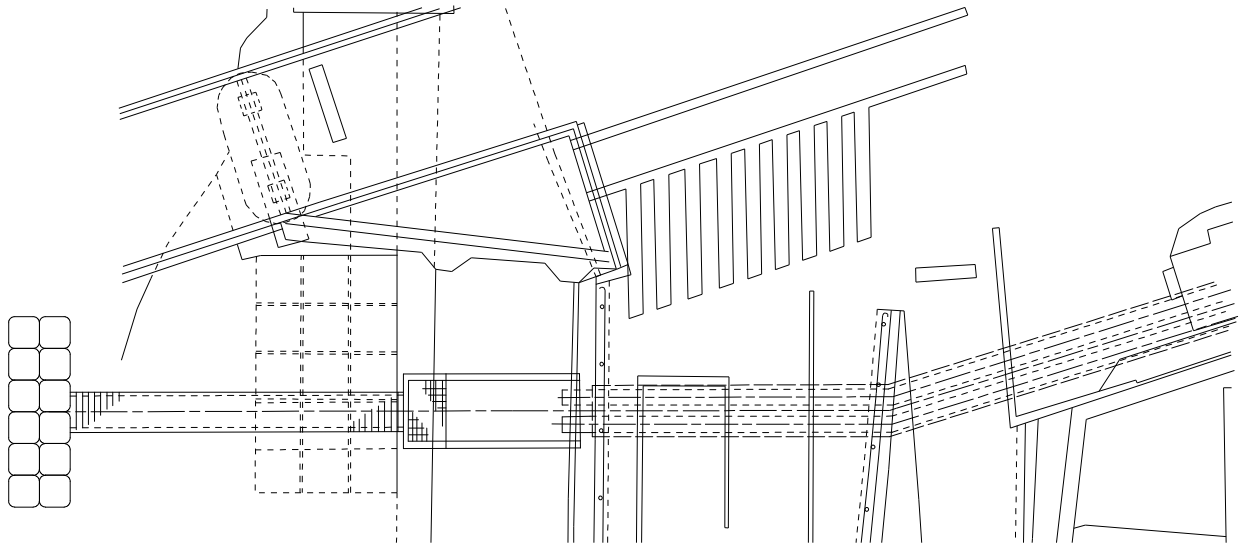


1.3 海部川排水機場概要図

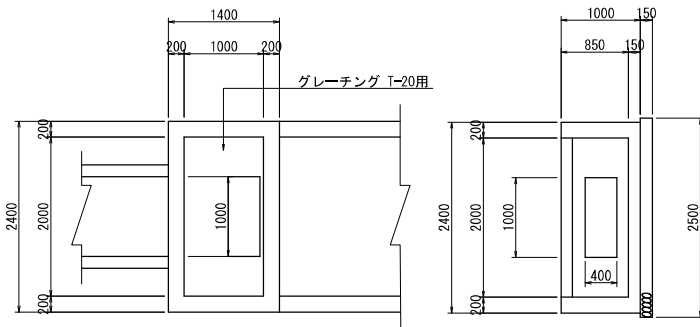


平面図

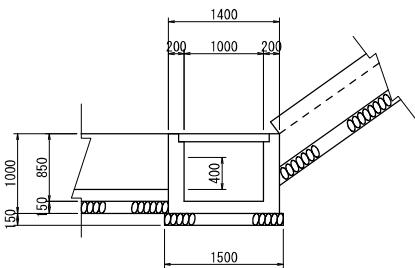
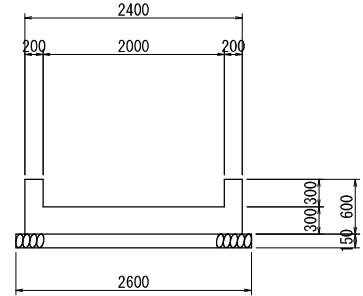
事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町



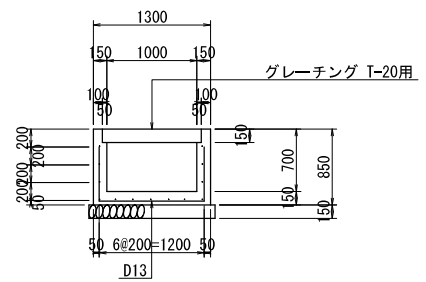
1号集水ます



1号水路



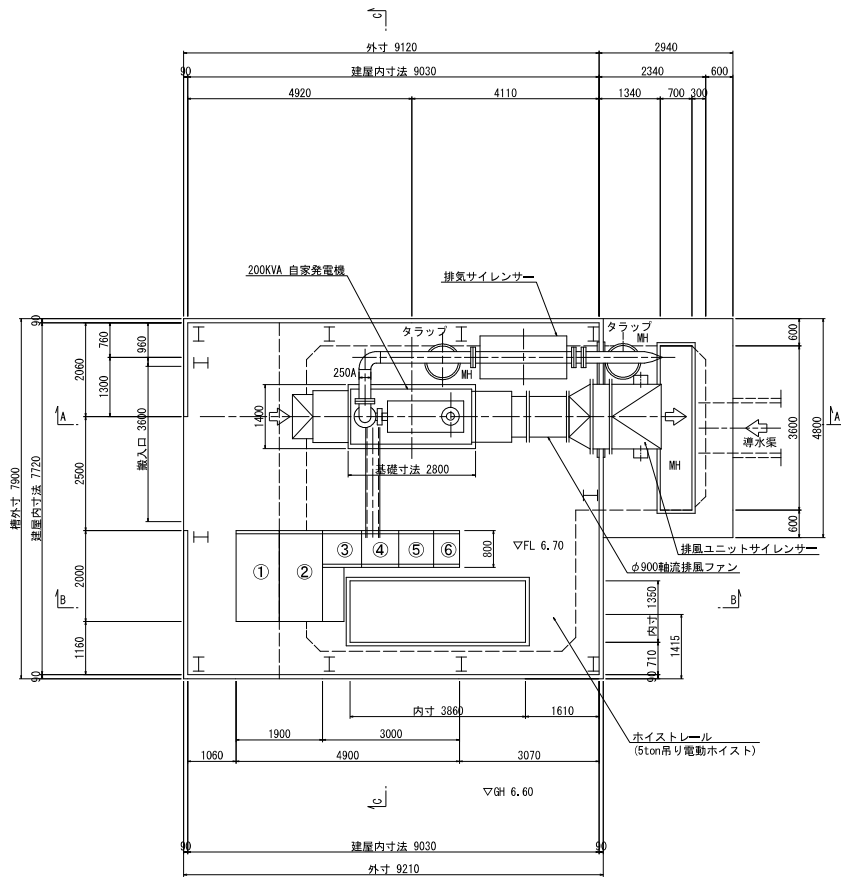
1号U型側溝



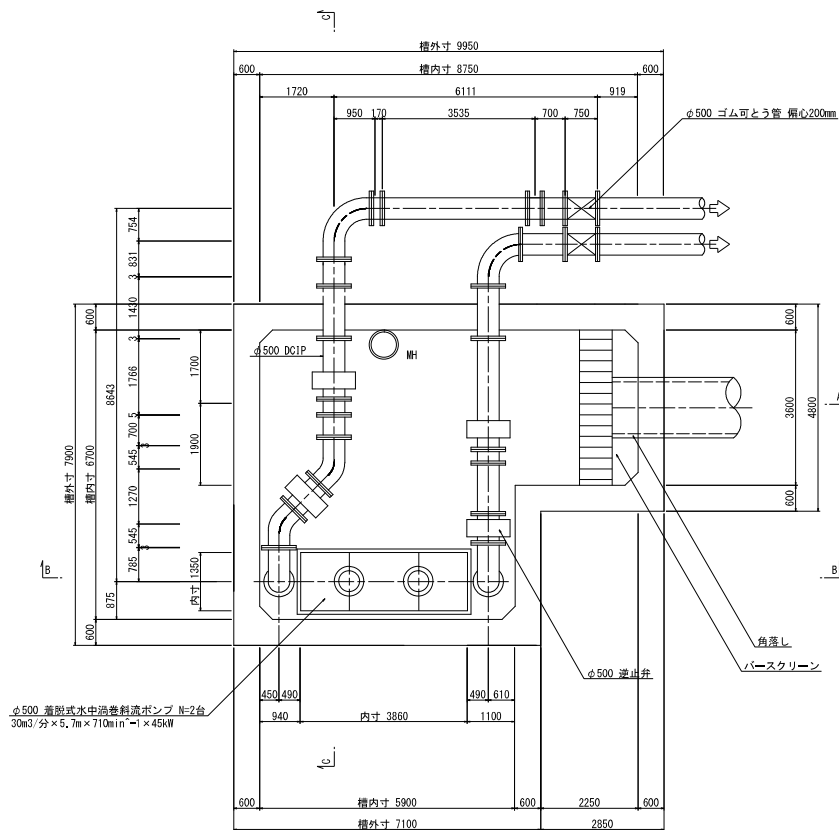
吐出口構造図

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町

一階平面図 S=1:50



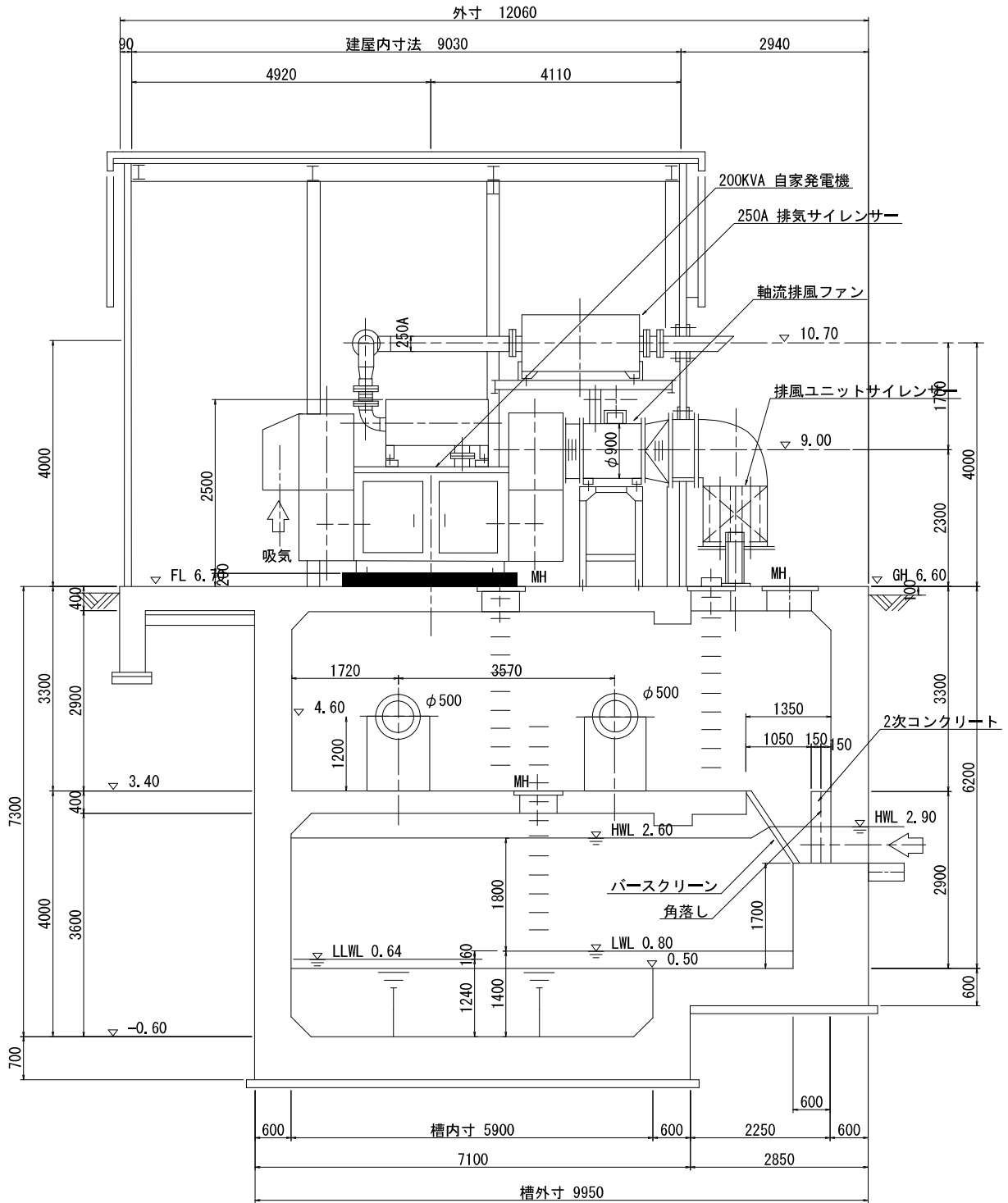
地階平面図 S=1:50



吸水槽構造図(1)

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町

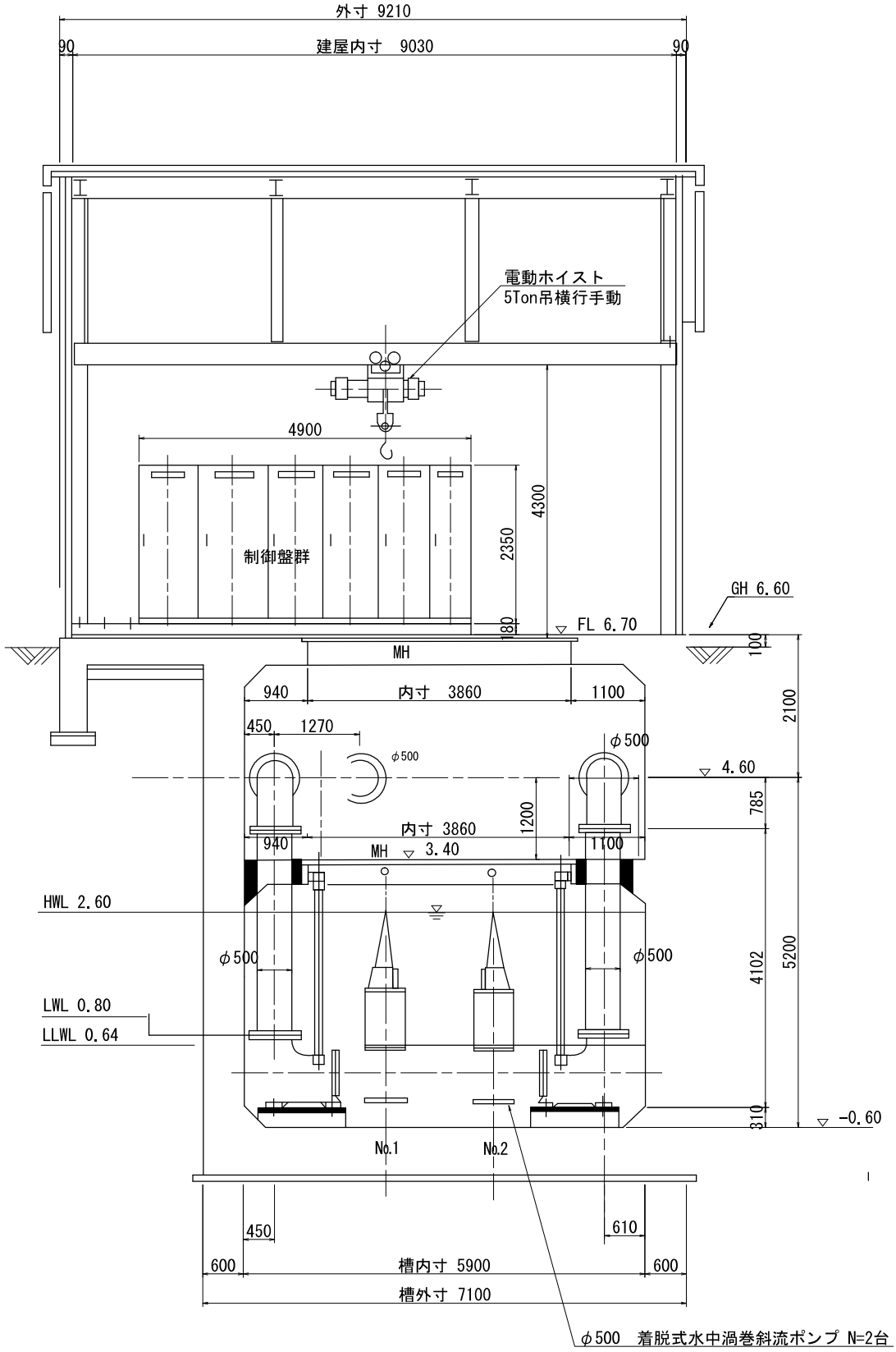
断面A-A



吸水槽構造図(2)

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町

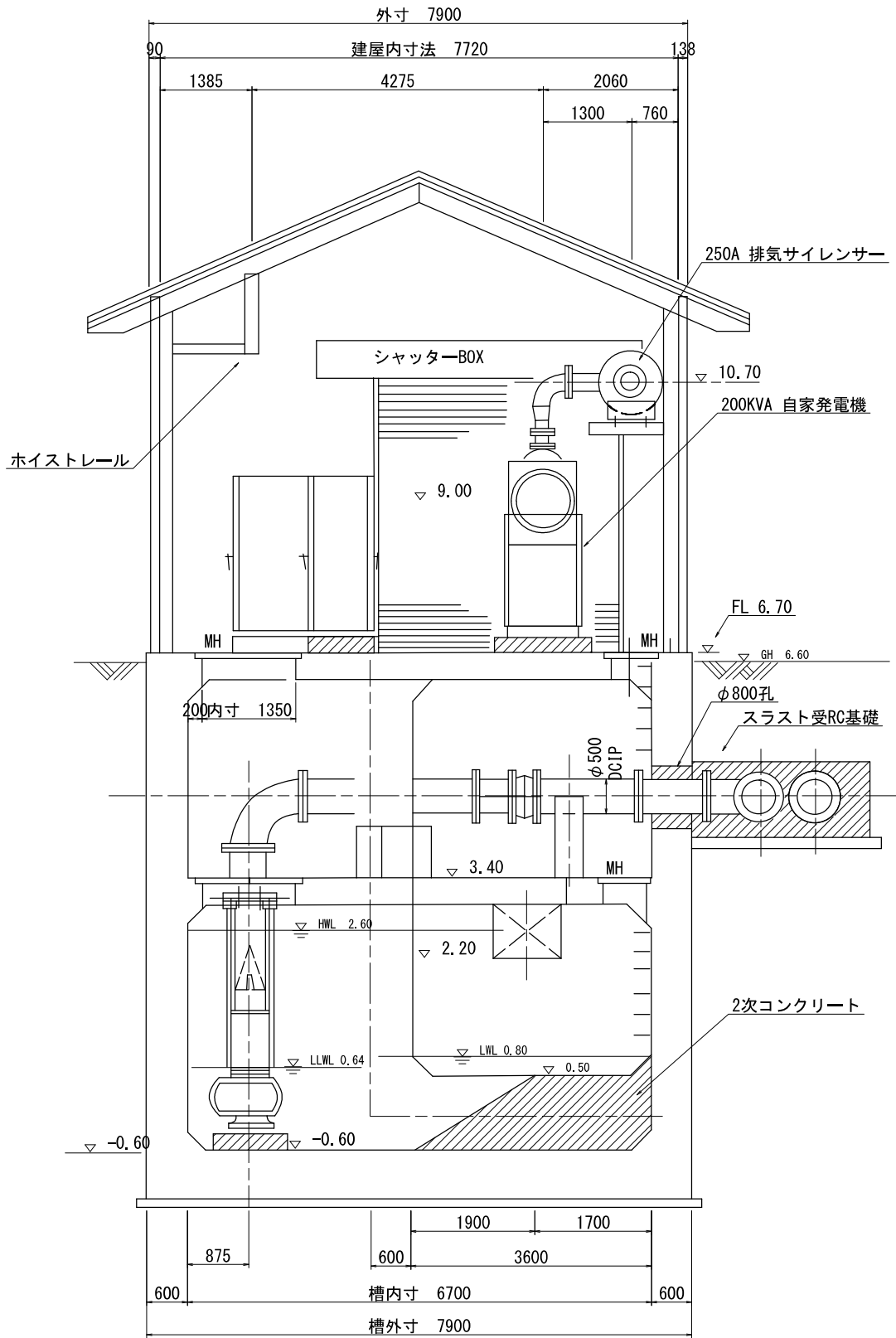
断面B-B



吸水槽構造図(3)

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町

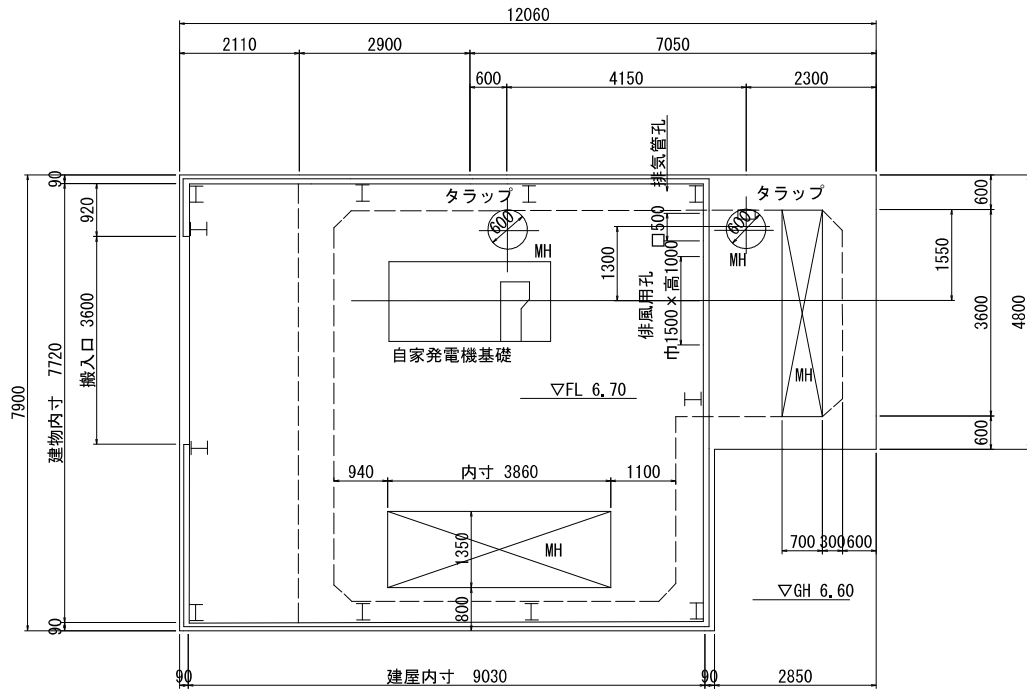
断面図C-C



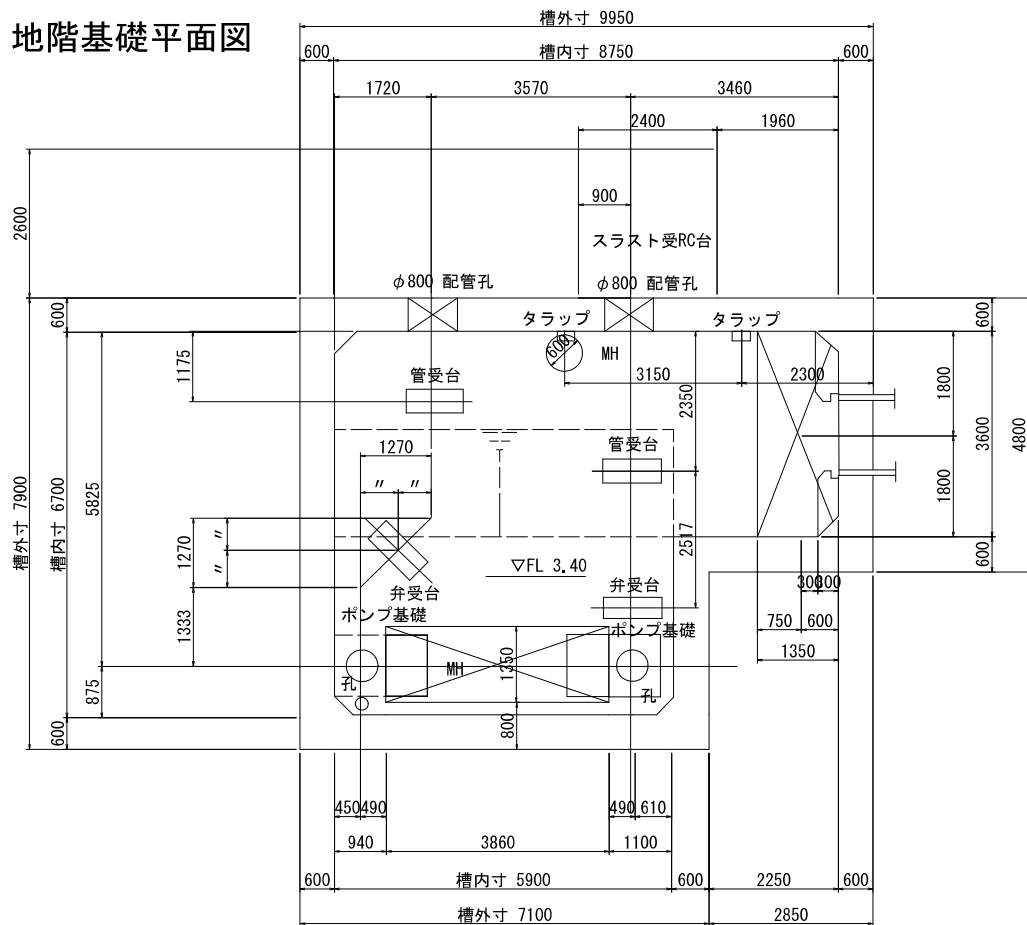
吸水槽構造図(4)

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町

一階基礎平面図

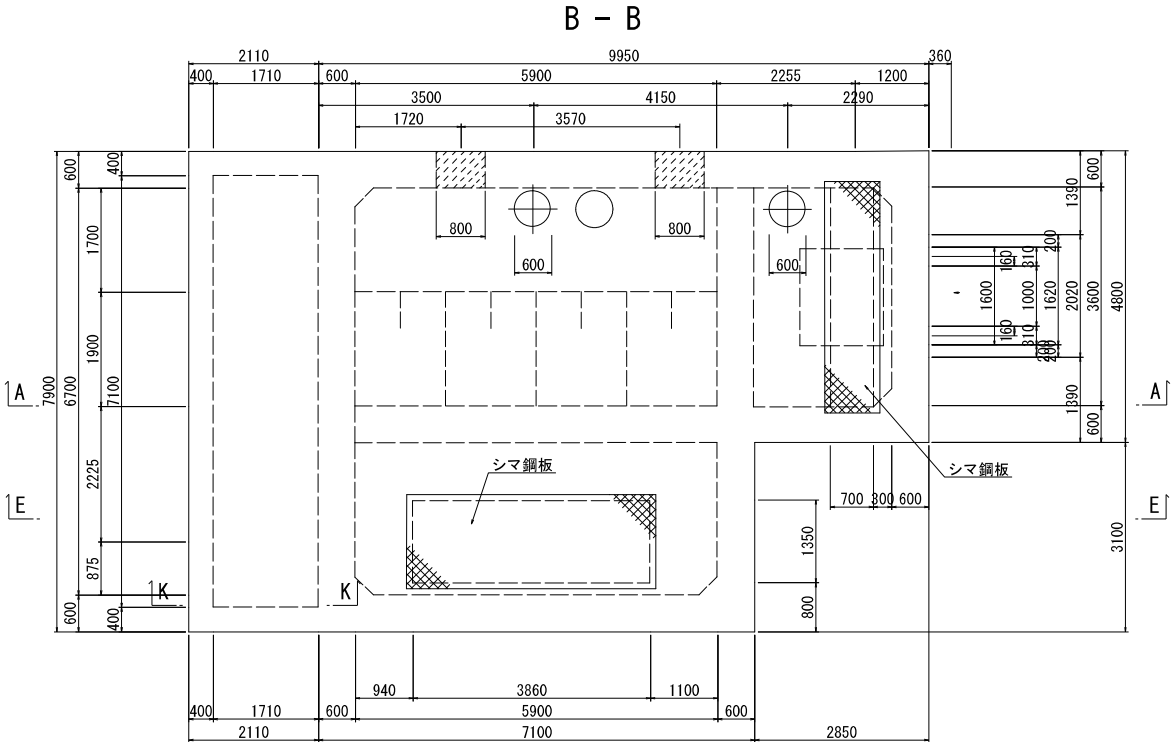
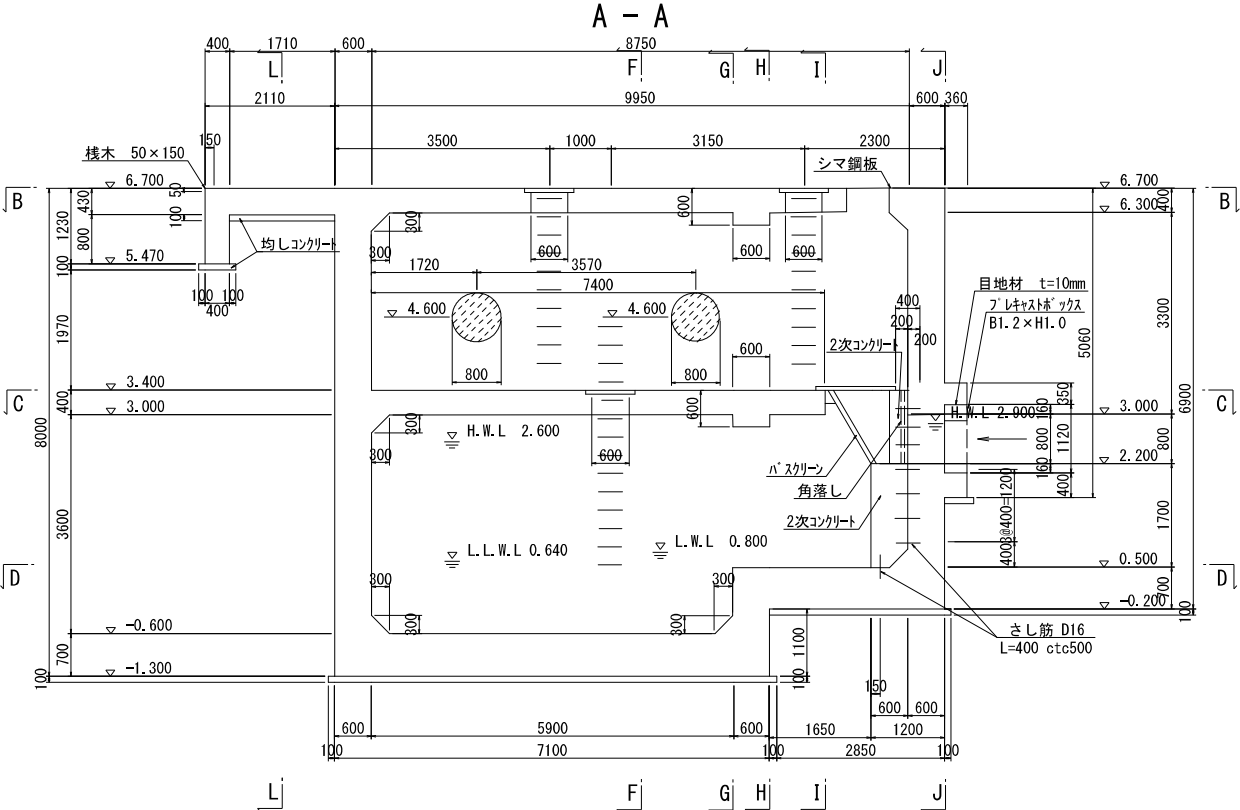


地階基礎平面図



吸水槽構造図(5)

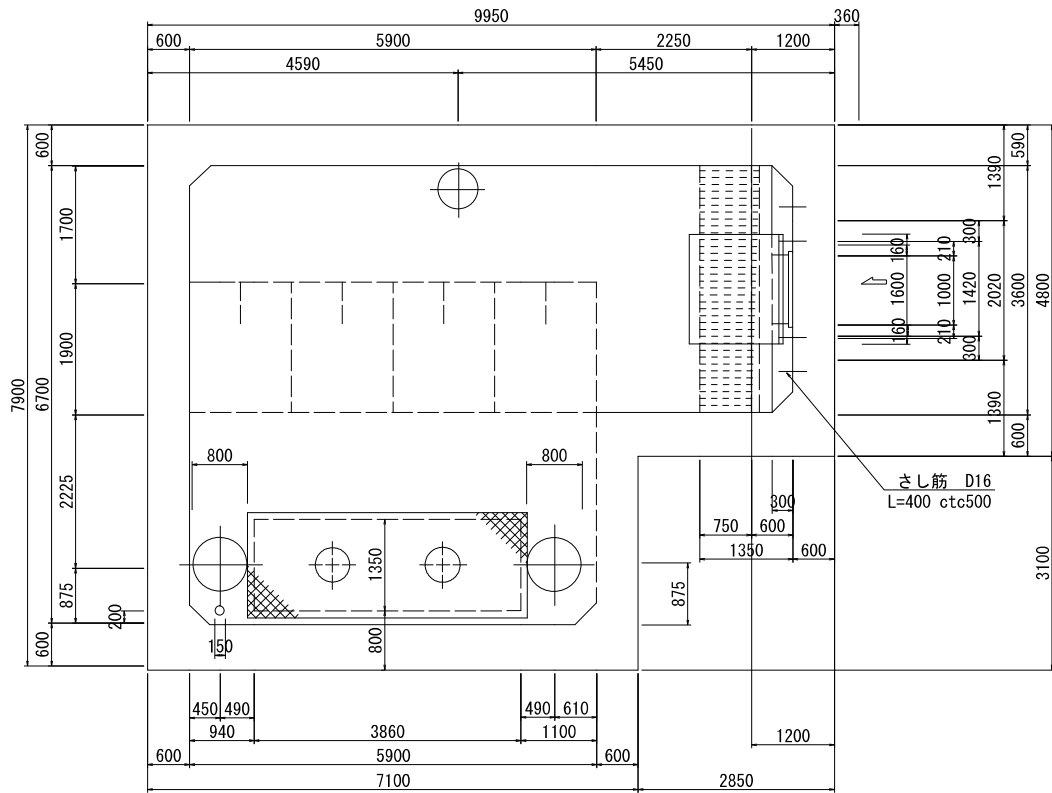
事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町



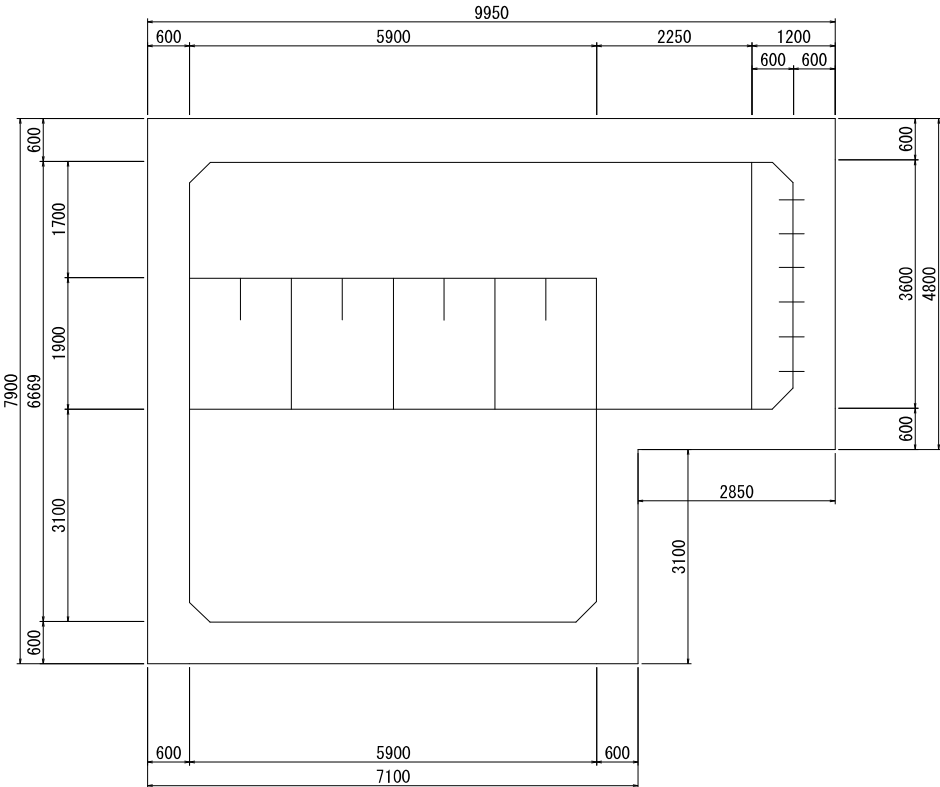
躯体一般寸法図(1)

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町

C - C



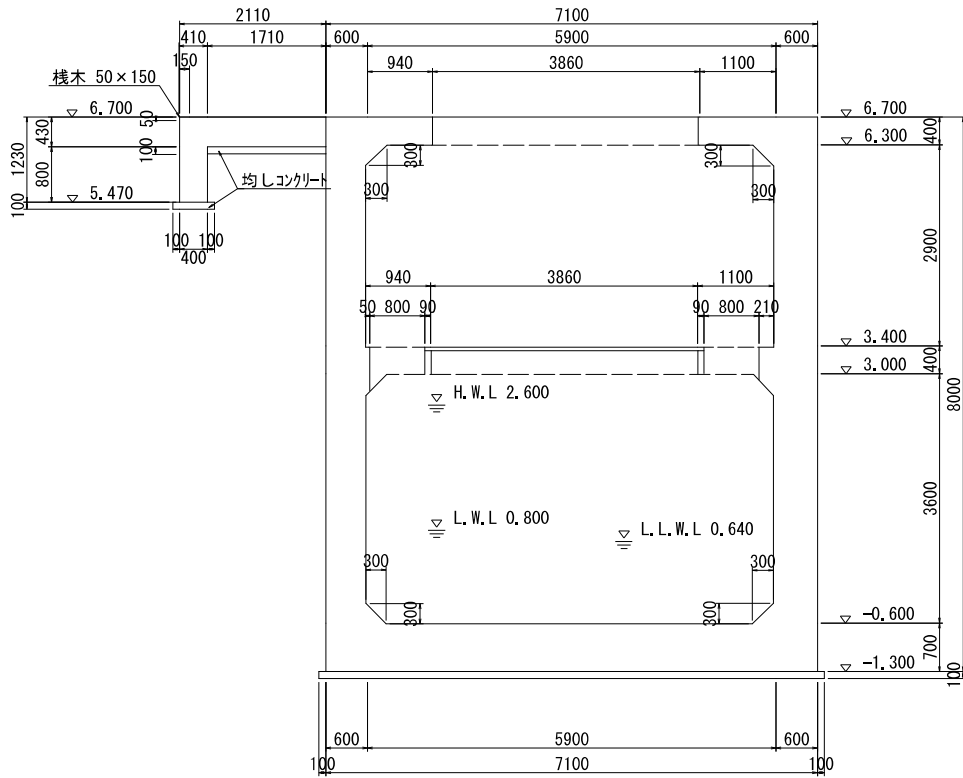
D - D



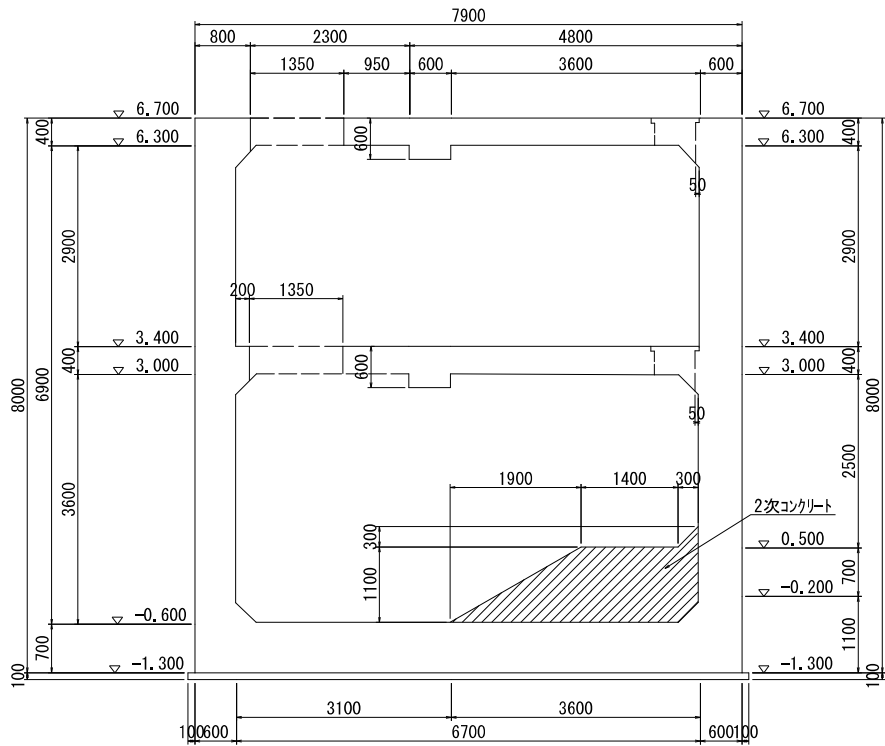
躯体寸法一般図(2)

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町

E - E



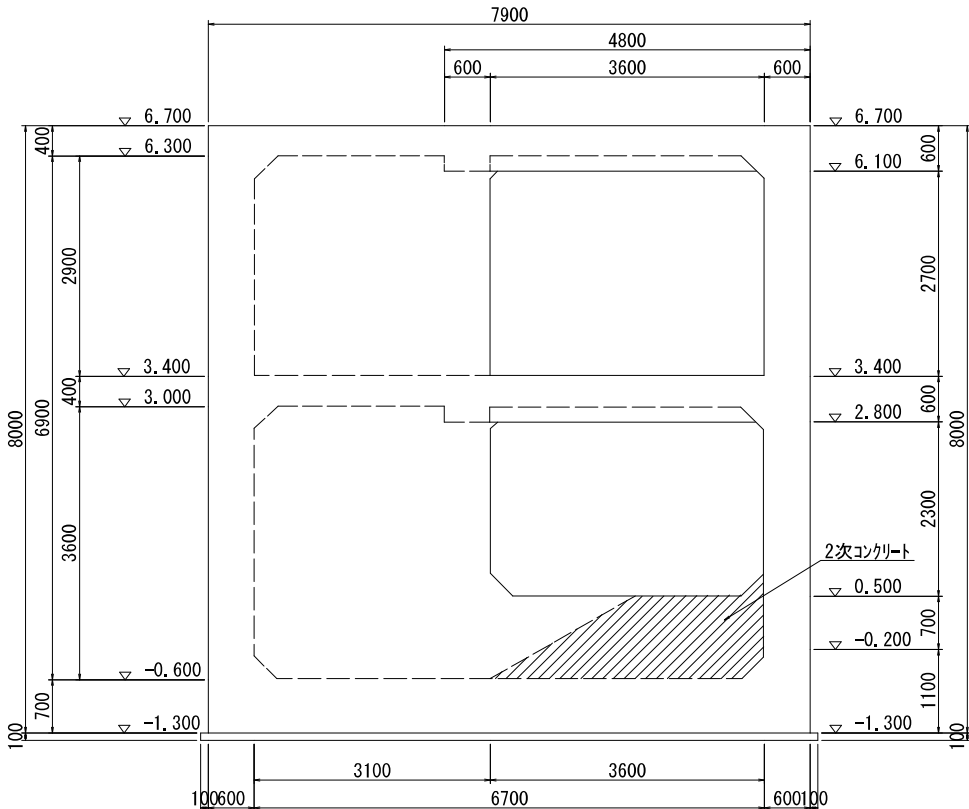
F - F



躯体寸法一般図(3)

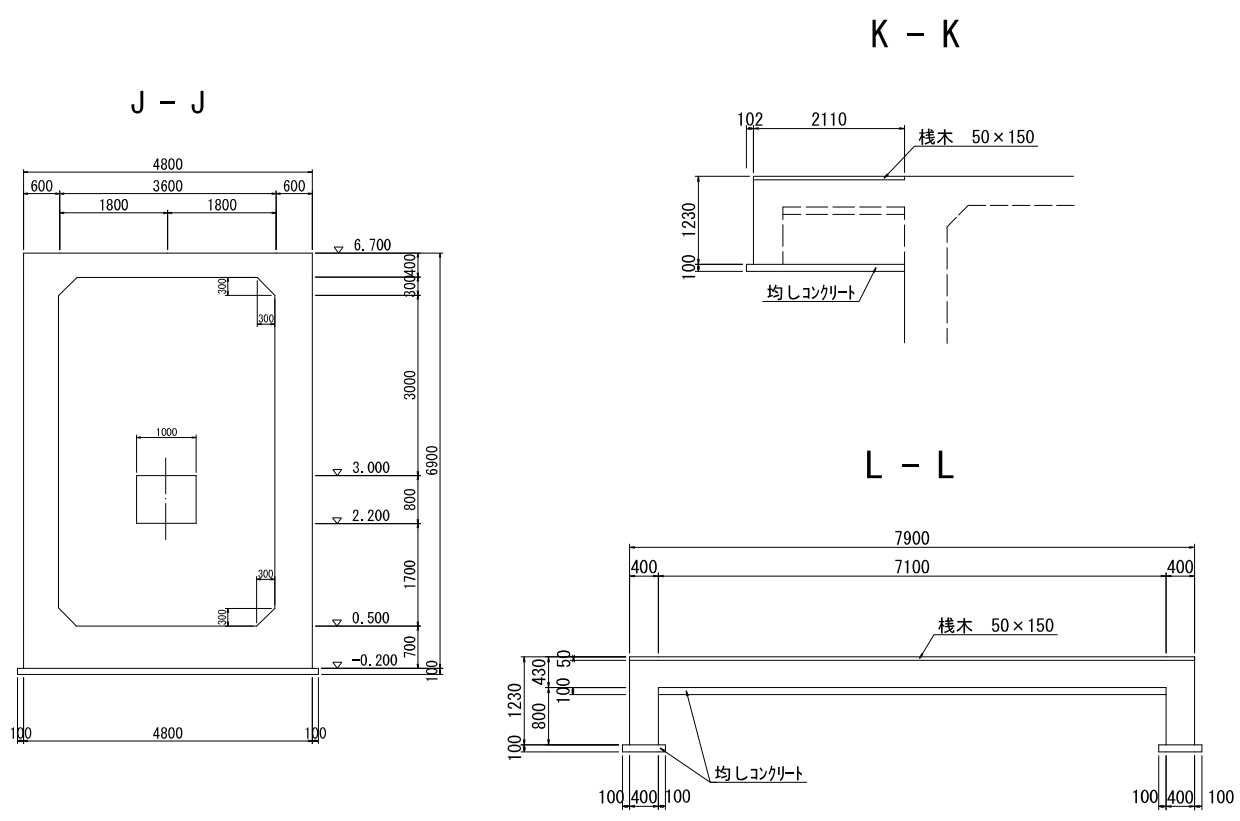
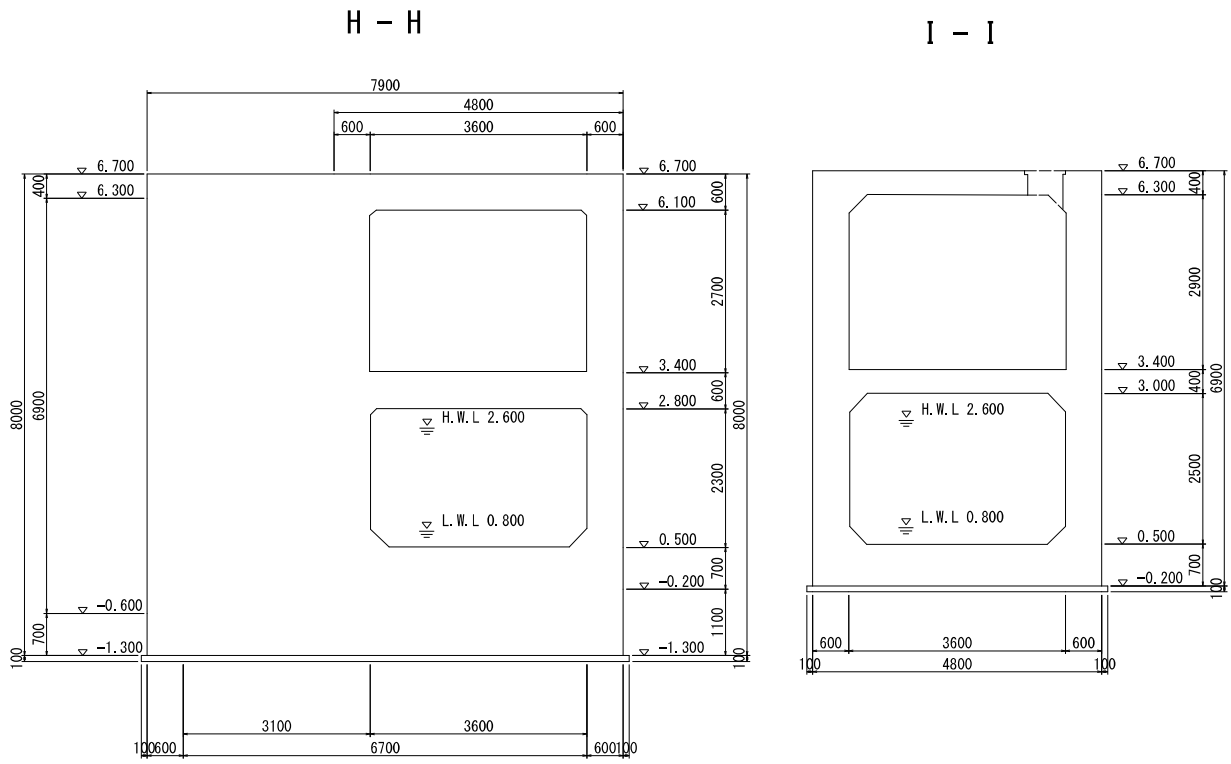
事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町

G - G



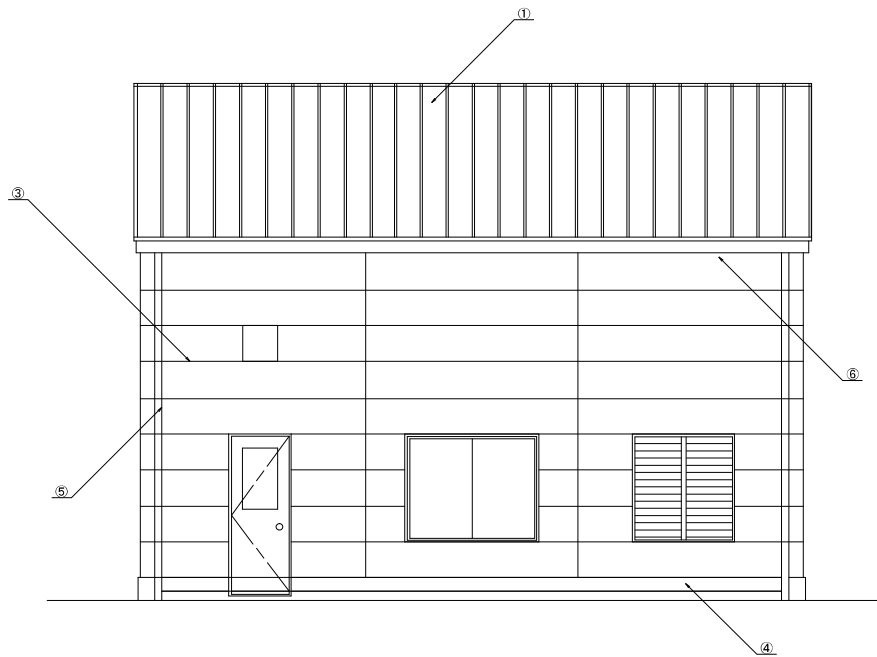
躯体寸法一般図(4)

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町

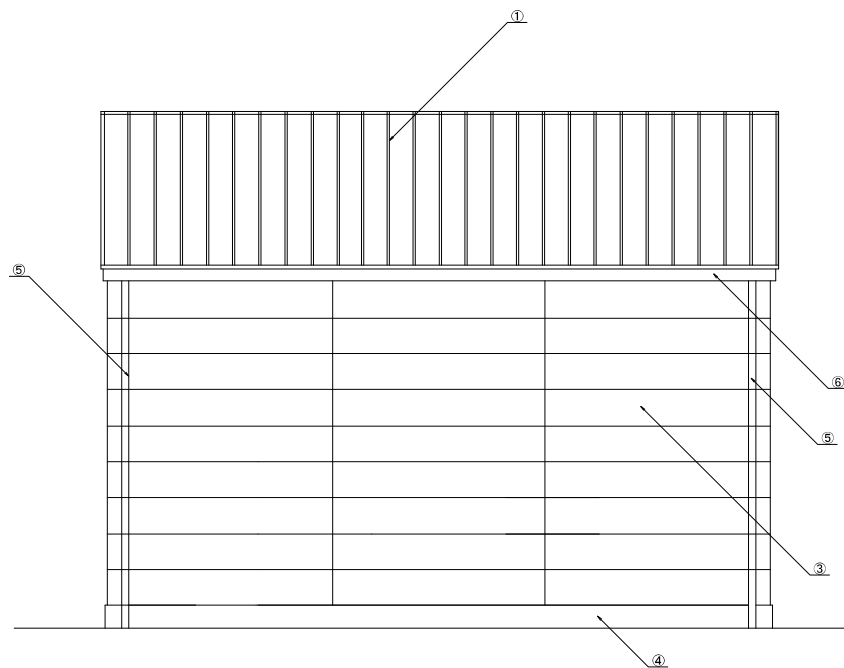


躯体寸法一般図(5)

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町



東面姿図



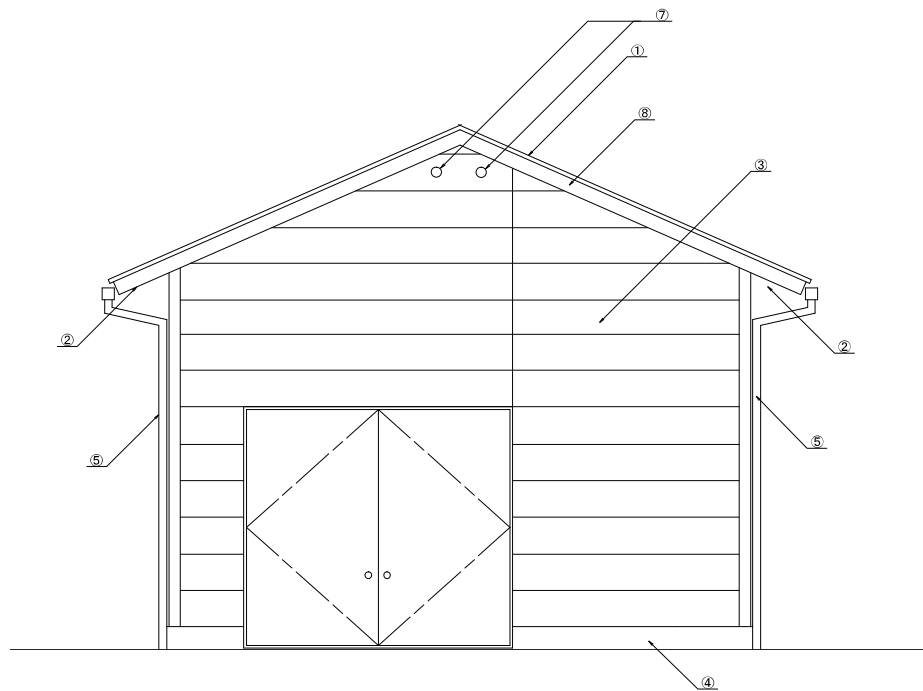
西面姿図

外部仕上

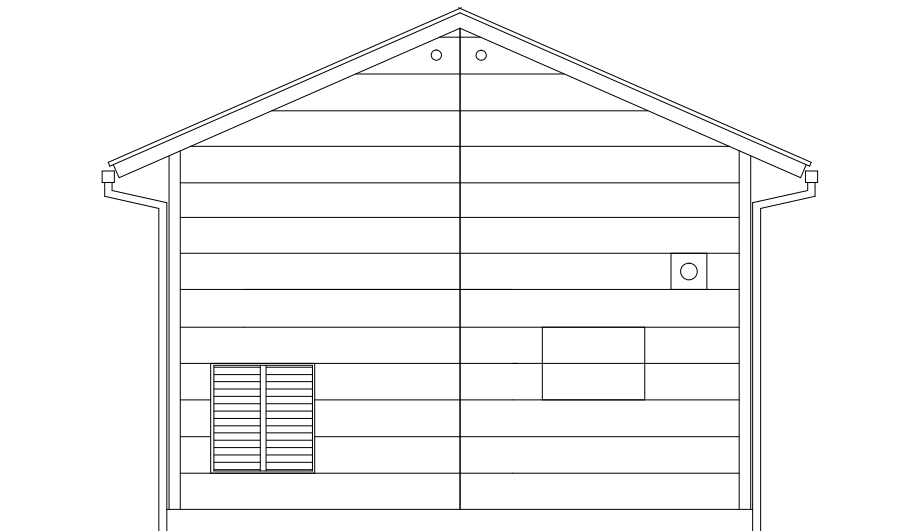
- ①屋根：耐火野地板 厚10 アスファルトルーフィング22kgの上サビナシルーフ鋼板瓦葺葺t=0.5（心木なし）SR-SZ
- ②軒天：無石棉ケイカル板はり 厚6 VP塗り
- ③外壁：押出成形セメント板 厚60（撥水材2回塗り）
- ④幅木：モルタル刷毛引き
- ⑤縦樋：VP65φ（sus支持金物共）
- ⑥軒樋：塩ビ製各20（sus支持金物共）
- ⑦気抜：丸形フード付きガラリ（アルミ製）100型
- ⑧破風：押出成形セメント板（セラモール242M）VP塗り

建屋姿図(1)

事業施設名	海部川排水機場
施設設置市町村	海陽町



南面姿図



北面姿図

外部仕上

- ①屋根：耐火野地板 厚10 アスファルトルーフィング22kgの上サピナシルーフ鋼板瓦棒葺t=0.5（心木なし）SR-SZ
- ②軒天：無石棉ケイカル板はり 厚6 VP塗り
- ③外壁：押出成形セメント板 厚60（撥水材2回塗り）
- ④幅木：モルタル刷毛引き
- ⑤縦樋：VP65φ（sus支持金物共）
- ⑥軒樋：塩ビ製各20（sus支持金物共）
- ⑦気抜：丸形フード付きガラリ（アルミ製）100型
- ⑧破風：押出成形セメント板（セラモール242M）VP塗り

建屋姿図(2)

2.1 施設概要

表2：善蔵川排水機場ポンプ設備概略諸元

設備	機器	仕様等
計画吐出量		全体 5.0m ³ /sec (2.5 m ³ /sec * 2台)
ポンプ設備	設置数	2 台
	形式	横軸斜流ポンプ (全揚程3.6m、ポンプ効率83%)
	吐出口径	1000mm
	減速機	横軸平行歯車減速機 2台 (伝達動力185PS)
	電動弁	電動水密蝶形弁 口径1000mm (常用圧力 0.4kgf/cm ²)
	主配管	口径1000mm (材質FCD40、最高使用圧力0.6kgf/cm ²)
	逆止弁	1350mm*2台
補機類	冷却水ポンプ	立軸渦巻ポンプ 3.7KW*2台 (口径80mm、全揚程16m)
	揚水ポンプ	立軸渦巻ポンプ 5.5KW*2台 (口径80mm、全揚程21m)
	真空ポンプ	湿式真空ポンプ 5.5KW*2台 (口径50mm)
	燃料ポンプ	横軸歯車ポンプ 0.2KW*2台 (口径12mm、容量10リットル/min)
	空気圧縮機	空冷式立型2段圧縮 3.7KW*2台
原動機設備	原動機	4サイクルディーゼル機関 185PS*2台
附帯設備	天井クレーン	手動式天井走行クレーン 3.2t吊り 1台 (スパン9.4m、揚程5.2m)
	重油槽	地下式横形円筒 5000リットル*1基 (A重油)
	除塵機	前面搔上 後面降下形 2基 3.00m*4.20m 取付角度75度
	水平コンベア	20° トラフ形ベルトコンベア0.60m*10.1m 1台
	傾斜コンベア	ヒレ形ベルトコンベア (旋回式) 0.60m*8.0m 1台
	冷却塔	循環水量 0.56m ³ /min 1台
自家発電設備	発電機	キュービクル形 220V 70KVA (60Hz 3相 連続) 2台
	原動機	4サイクルディーゼル機関 115PS*2台

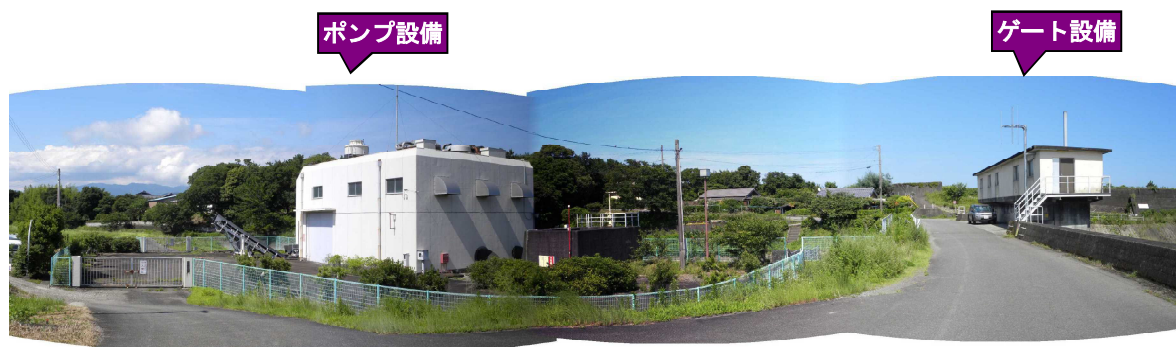


写真2.1：排水機場全景



写真2.2：排水機場全景（東面，北面）



写真2.3：排水機場全景（南面，西面）



写真2.4：除塵機と水平コンベア



写真2.5：傾斜コンベア



写真2.6：建屋内ポンプ設備



写真2.7：吐出槽

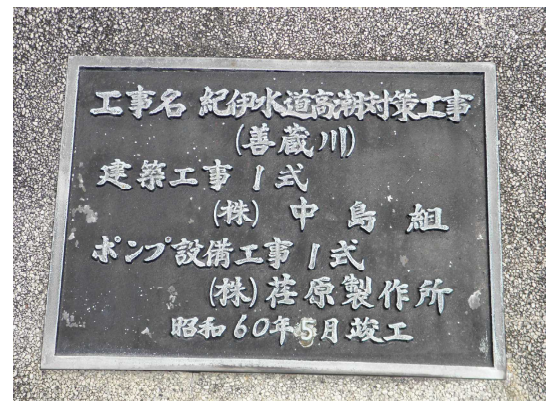
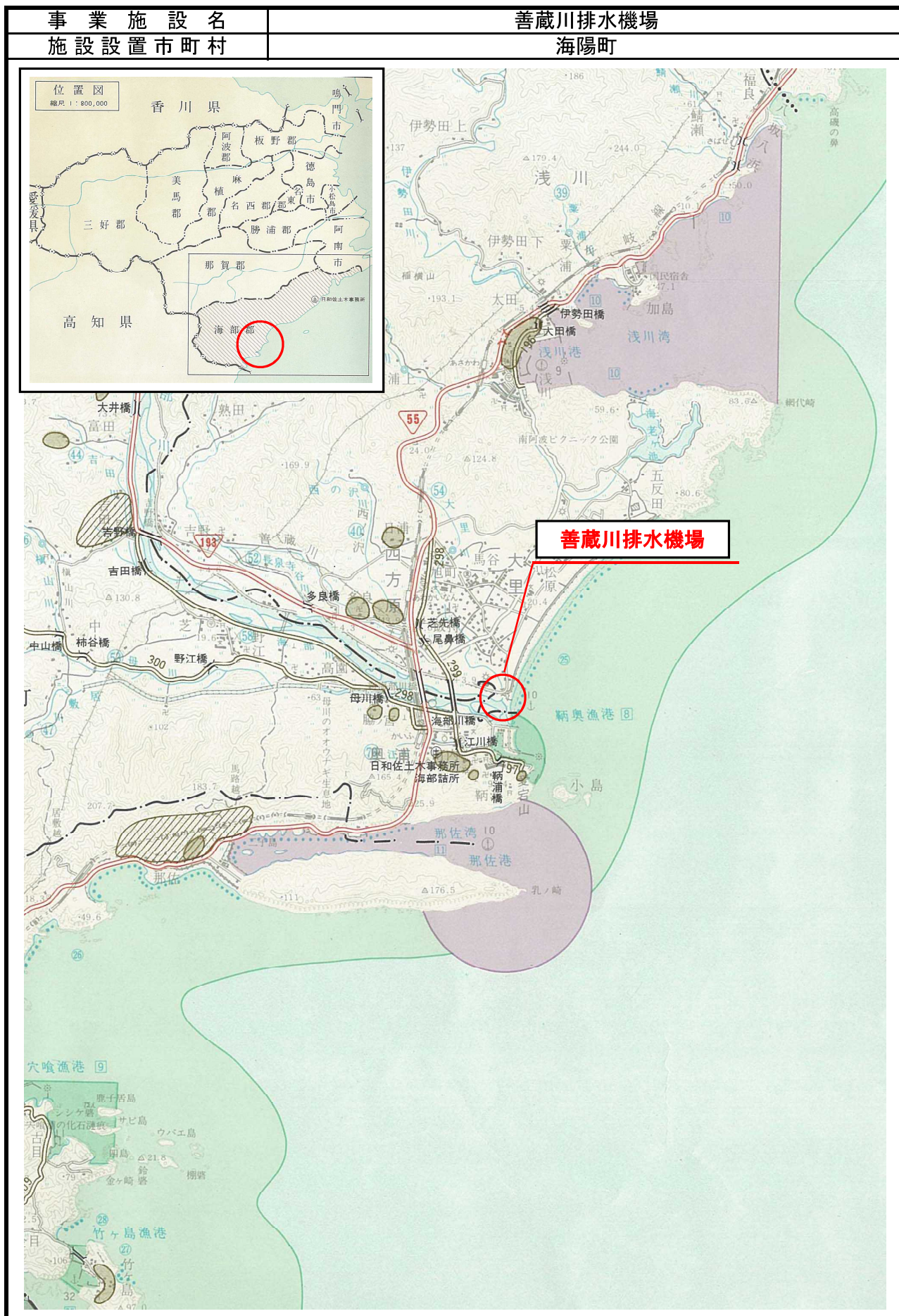
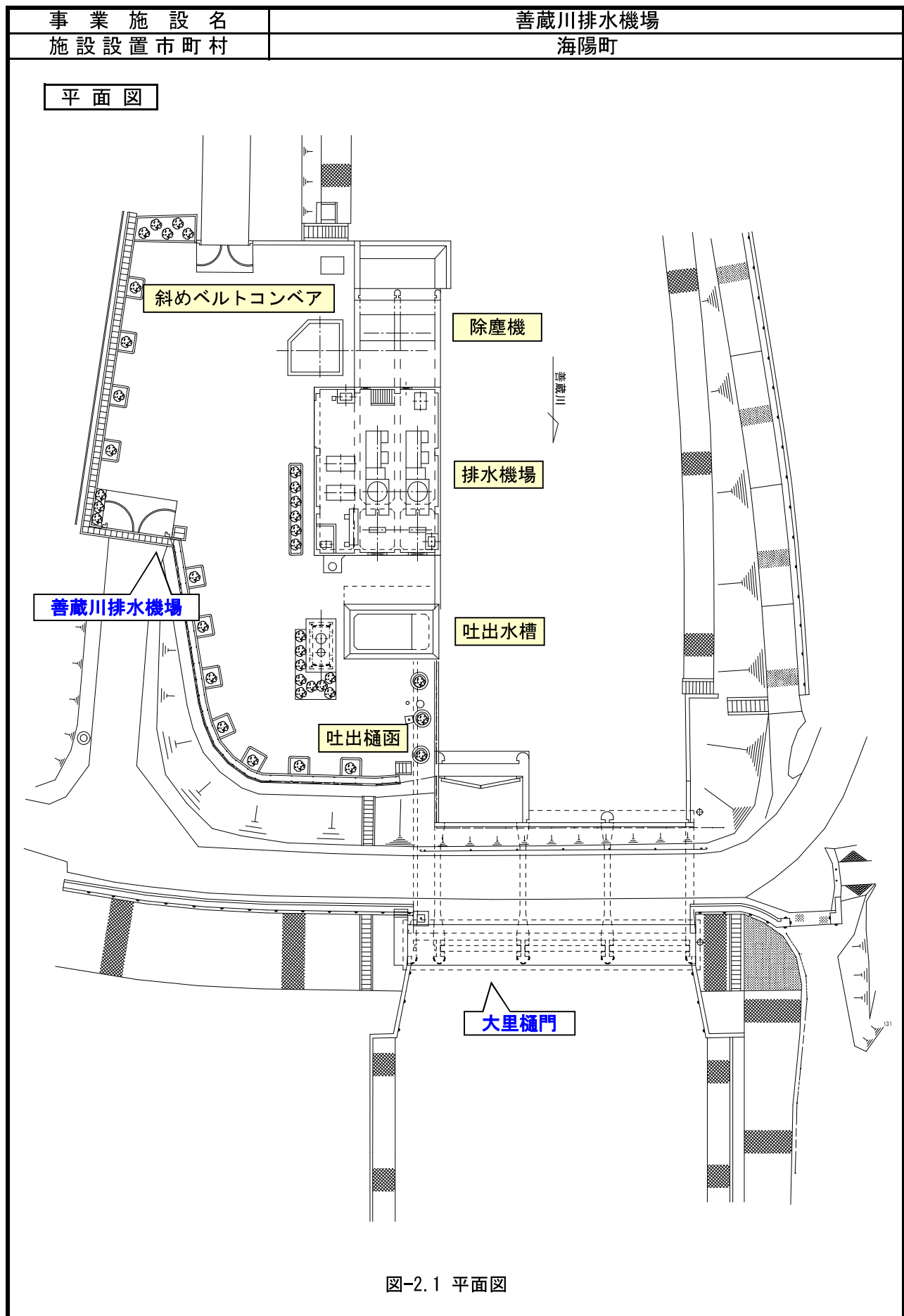


写真2.8：工事履歴板

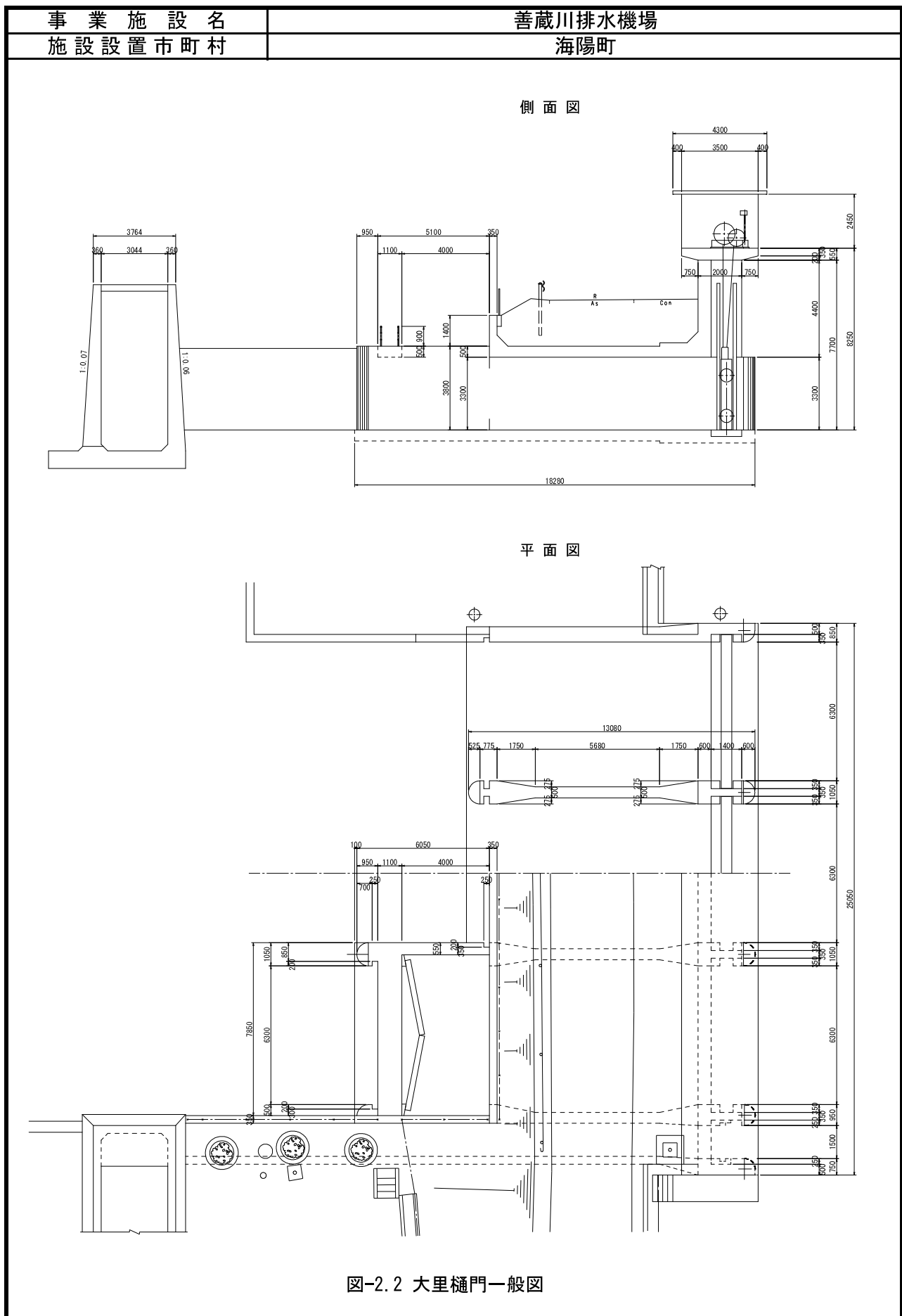
2.2 施設位置



2.3 施設全体図

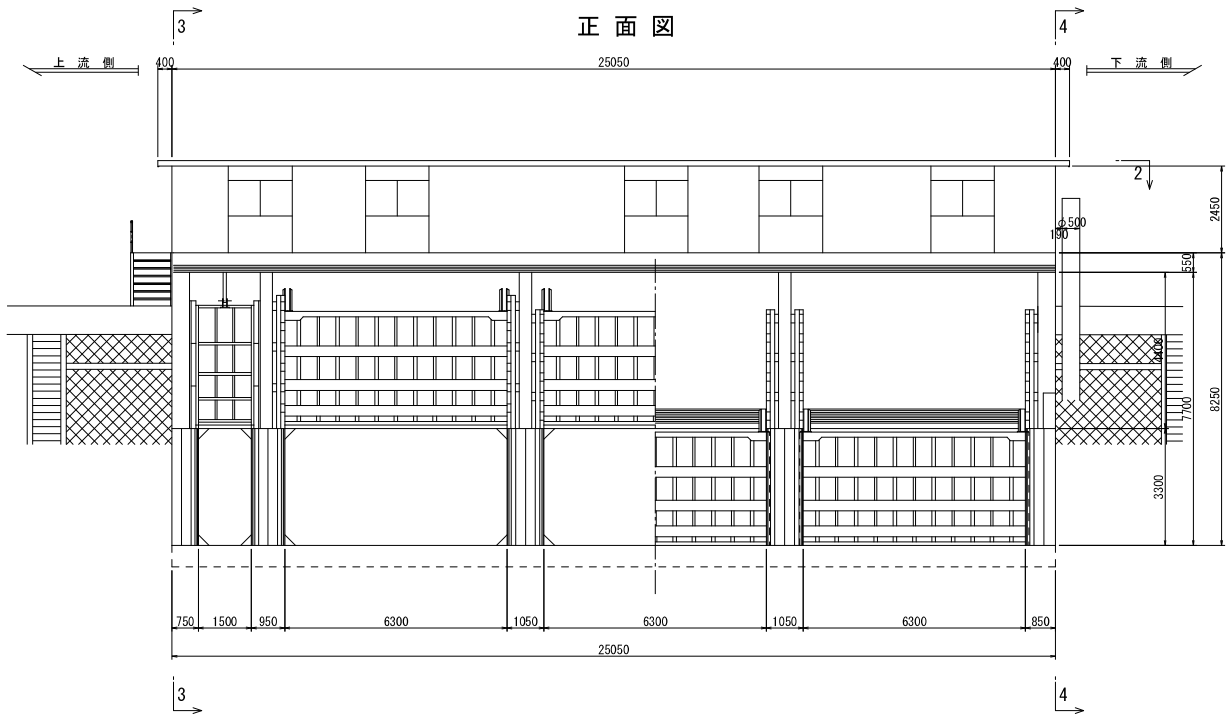


2.2.4 大里樋門図面



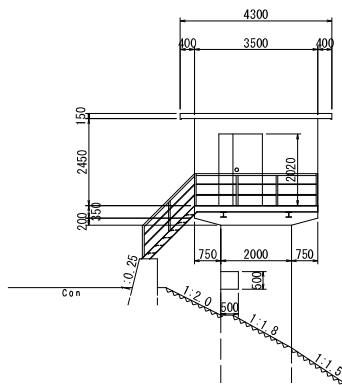
事業施設名
施設設置市町村

善蔵川排水機場
海陽町



断面図

上流側 (3-3)



下流側 (4-4)

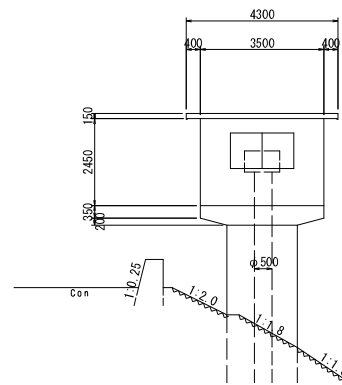
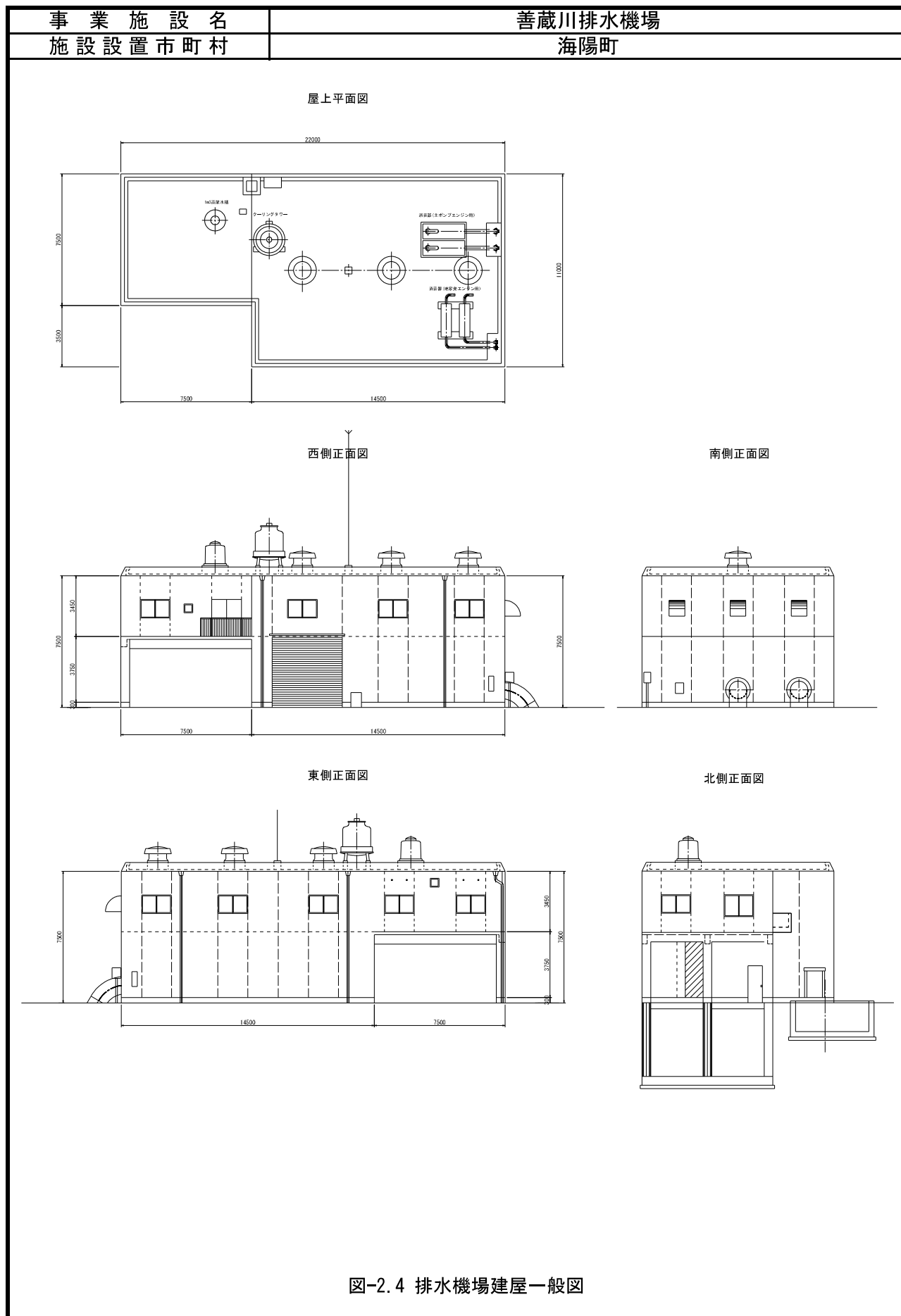


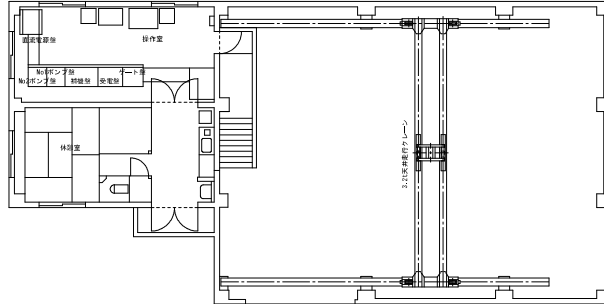
図-2.3 ゲート操作室一般図

2.2.5 善蔵川排水機場図面

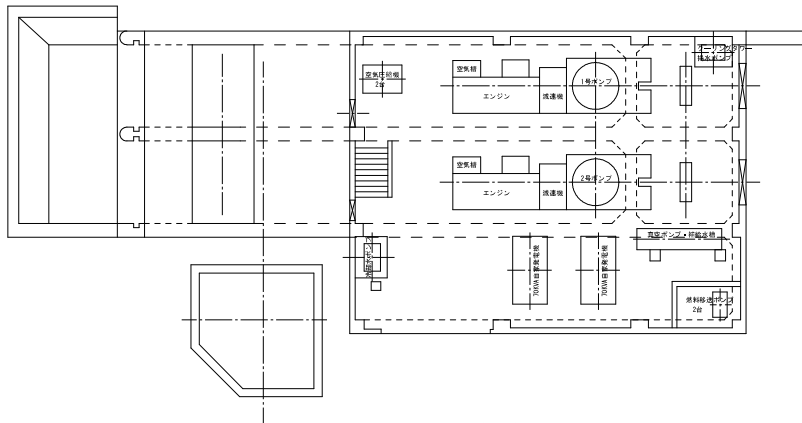


事業施設名	善蔵川排水機場
施設設置市町村	海陽町

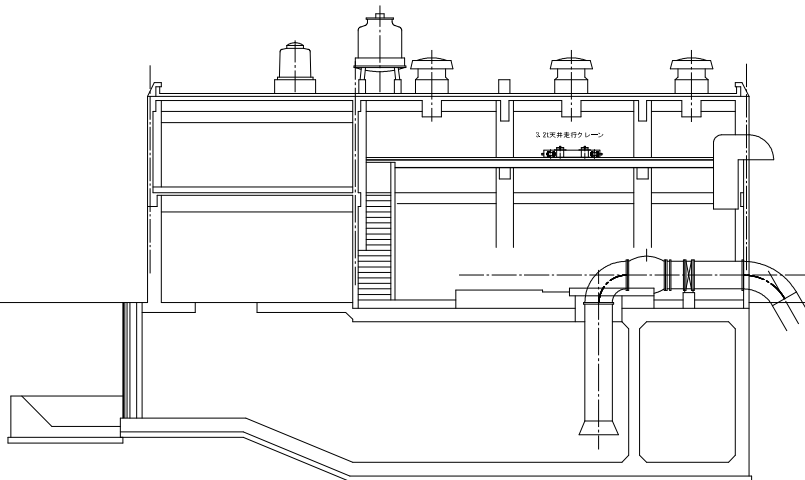
2階平面図



1階平面図



断面図 (A-A)



断面図 (B-B)

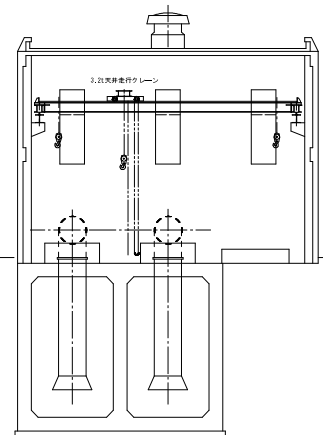


図-2.5 排水機場建屋内一般図

事業施設名
施設設置市町村

善蔵川排水機場
海陽町

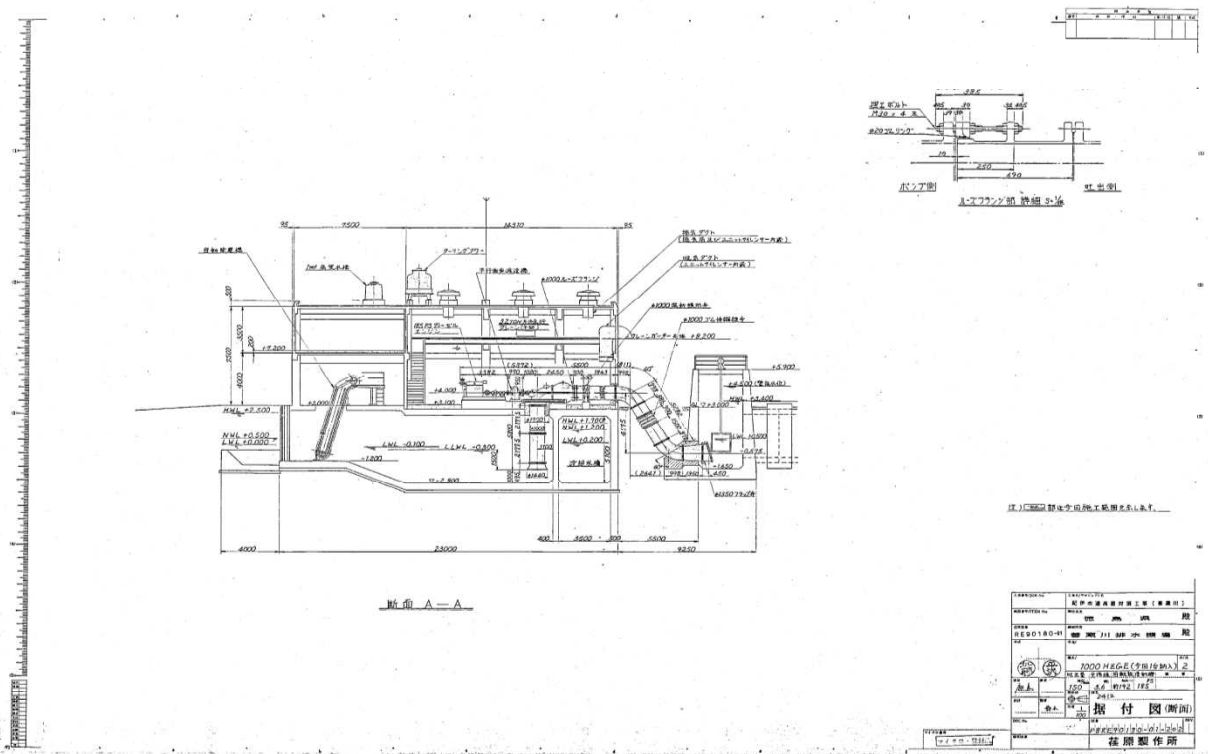
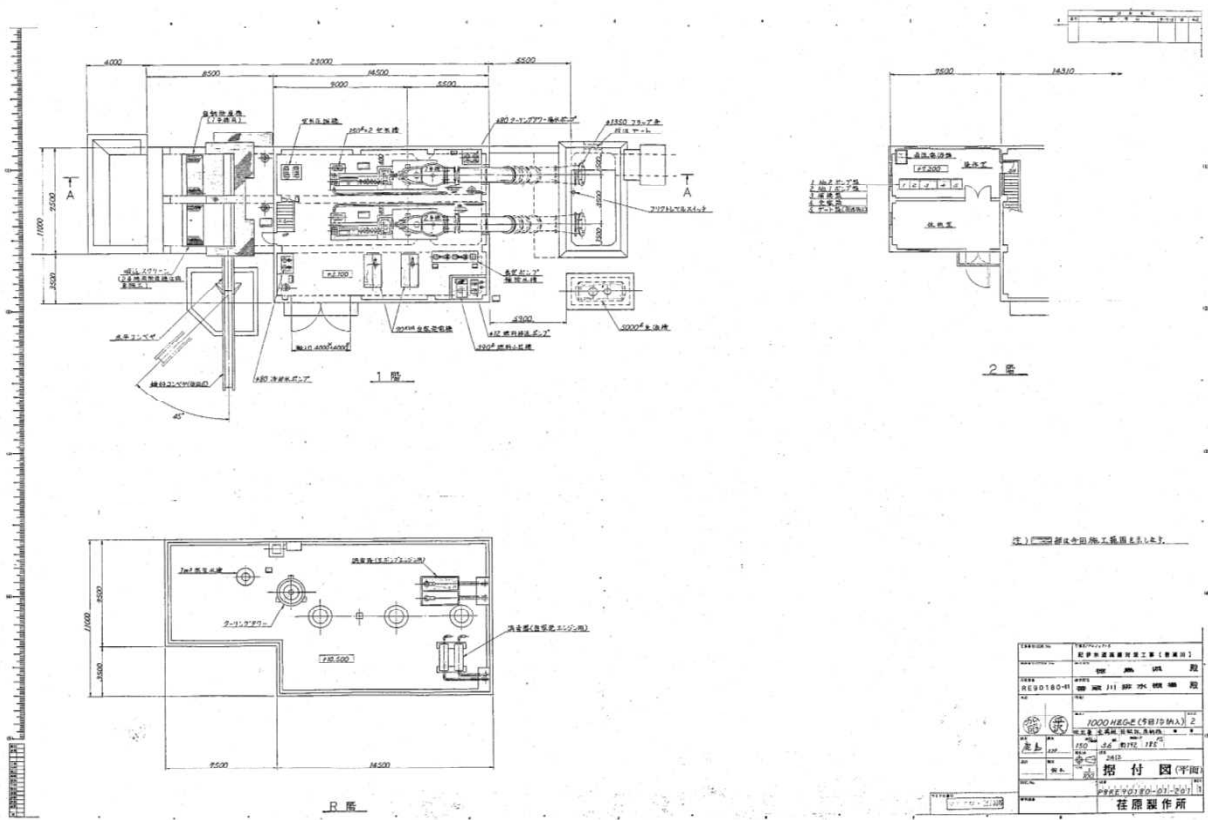


図-2.6 ポンプ設備図面(1/2)

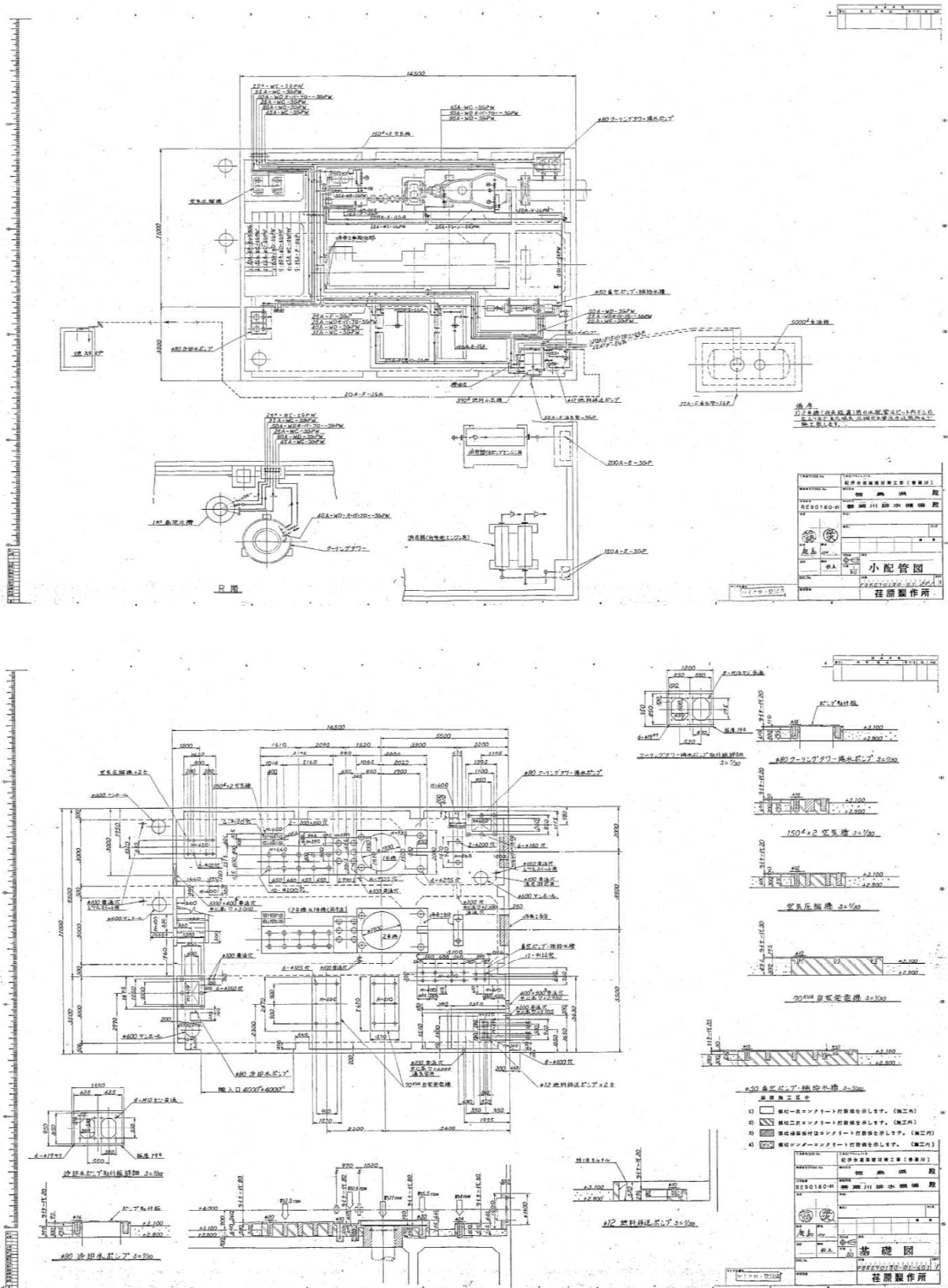


図-2.6 ポンプ設備図面 (2/2)

事業施設名
施設設置市町村

善蔵川排水機場
海陽町

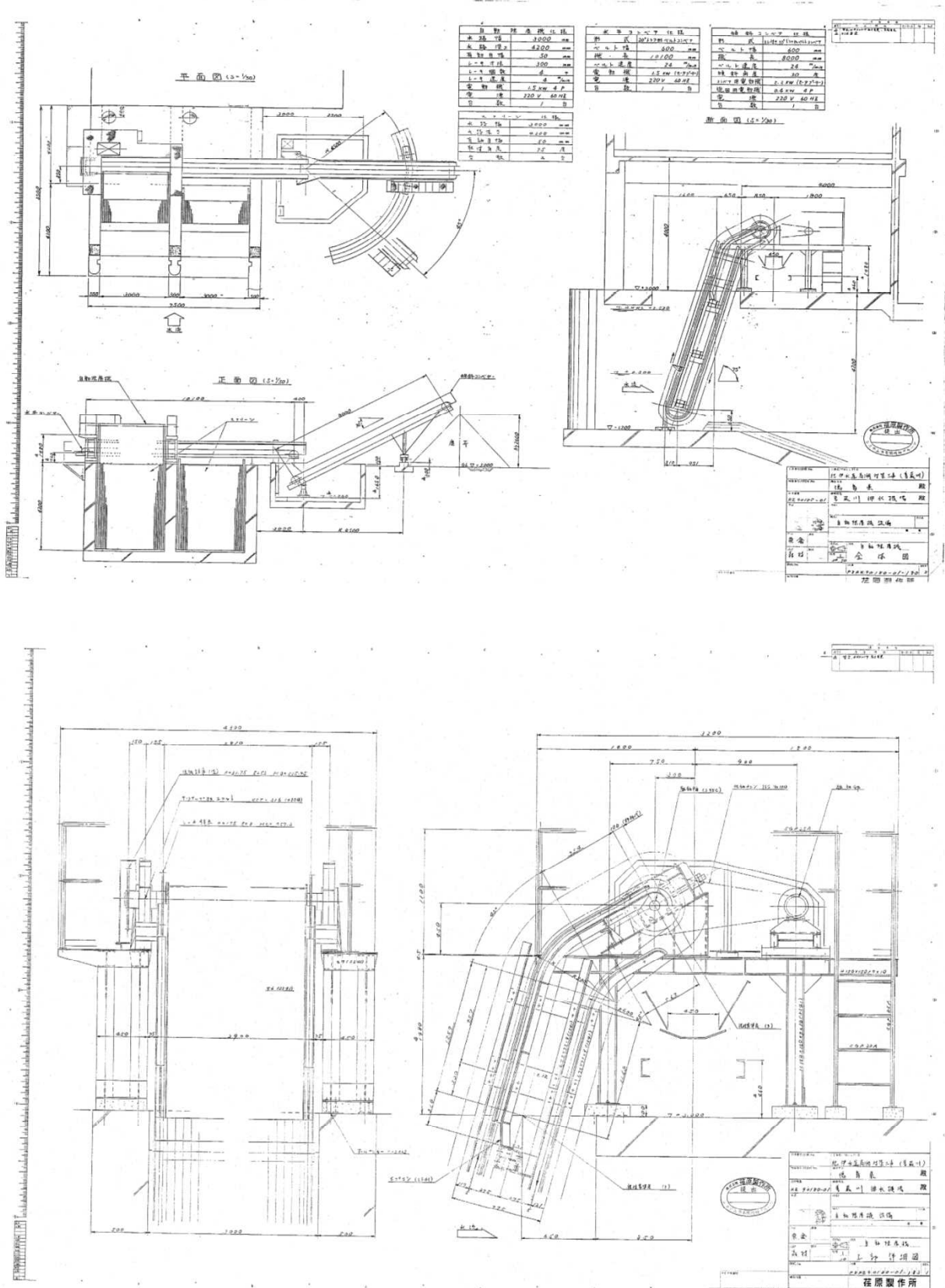


図-2.7 除塵機一般図